

9 月定例会 一般質問

発言No. 1

受付No. 19

令和 8 年 8 月 20 日

13 時 40 分 受付

一 般 質 問 発 言 通 告 書

議席番号 8番 氏名 森谷公昭

答弁を求める者 ☐市長 ☐教育長

(○をつける)

発言項目及び要旨

1. 浜田市の諸課題について

- ① 浜田消防は、「出雲大火」や「昨年11月の大分県佐賀関大火」のような大災害に対応すべき体制、特に複数の消防本部がシームレスに連携する広域的な応援体制は、現在どのようになっているのか質問します。

質問の前提情報

島根県では現在、人口減少や消防の人員不足、そして老朽化するシステムの更新費用といった課題に対応するため、県内すべての消防本部が連携して「消防指令業務の共同運用(共同化)」を行う方向で検討が始まっています。

具体的に予定されている動きや検討内容は以下の通りです。

1. 県と全 9 消防本部による「共同運用の検討・協議」の開始

- 知事の表明と全本部の合意: 丸山知事が今年 6 月の県議会にて「共同運用の検討を始める」と明言しました。県が働きかけた結果、県内すべての消防本部(全 9 本部)の管理者から検討に参加する合意が得られており、これから本格的な議論が進められます。
- 県の役割: 消防は本来市町村の責任で行う業務ですが、県は地域消防力の維持・充実のために**「調整役」**として一体となって議論をリードしていく予定です。各消防本部で規模や人員、置かれている状況が異なるため、丁寧な調整が予定されています。

2. 共同運用(共同化)で目指していること・期待される効果

- 「共同指令センター」への集約:現在は各消防本部が個別に持っている通信指令センターを1つに統合します。
- 莫大なシステム更新・維持コストの削減:高機能消防指令システムは10～15年ごとに数億～十数億円の更新費用がかかります。個別に整備し続けると県全体で約45億円(1本部5億円試算の場合)に膨らむ費用が、共同化によって約30億円程度まで削減でき、各自治体で割り勘にできると試算されています。
- 深刻な人手不足への対応(現場人員へのシフト):24時間365日の指令業務を共同化して効率化することで、余剰となった通信指令員を現場の「救急隊や救助隊」へ再配置することができます。
- 広域的な連携の強化:今年6月に出雲市で発生した大規模火災などを教訓に、管轄を越えたシームレスな応援体制や、迅速な災害情報の共有、119番通報の繋がりのやすさの向上を図ります。

3. 地理が不案内なことによる現場到着の遅れへの対策

「共同化すると、地元の地理に詳しくない指令員が対応することになり、到着が遅れるのではないか」という懸念に対しては、先行地域の実績を踏まえ、以下のような対策(ハード・ソフト両面)の導入が議論されています:

- 高度な位置情報通知システムや、Google Map等の外部地図を連動させたシステムの導入。
- 特殊な地名や注意すべき場所に関する講習会の実施。
- 場所の特定が難しい場合、速やかに現場を管轄する消防本部に支援を要請できる仕組みの構築。

先行事例における効果・実績の比較表

比較項目	三重県(三重消防 指令センター)	山梨県(山梨国中地 域消防指令センタ ー)	全国の平均・実績
管轄人口	約 50 万人	約 63 万人	(全国 74 地域・323 本部で導 入済)
システム整備費 (個別の場合)	47 億円	29 億円	比較可能な 26 地域を対象とし た試算
システム整備費 (共同化後)	27 億円	10 億 1,000 万円 -	
コスト削減効果	約 20 億円の削減 (削減率:約 40%)	約 19 億円の削減 (削減率:約 50%)	平均で 39.1% の整備費用削 減
通信指令員(共 同化前)	46 人	62 名	(各本部の合計人数)
通信指令員(共 同化後)	24 人	33 名	指令業務の要員が従来の「3 分 の 1」までスリム化した例もあり
現場(救急・救助 隊等)への再配 置人数	22 人を他部門へ 再配置	29 人を他部門へ再 配置	浮いた人員を現場要員の充実に 振り向け

💡 コストと人員以外に報告されているメリット

財政負担の軽減や人手不足解消だけでなく、先行地域からは以下のような運用上のメリ
ットも報告されています：

1. 災害対応力の強化：指令センターの共同化により、管轄をまたぐ災害情報の一元化と迅速な共有が可能になり、広域的な連携が強まりました。
2. 119 番の繋がりのやすさ向上：通報を受信する機器や回線数が増強され、災害時でも通報が繋がりがやすくなりました。
3. 管轄境界での通報転送トラブルの解消：携帯電話からの 119 番通報は、市町村の境界付近だと隣接する消防本部につながってしまうことがあり、これまでは「掛け直し・転送」の手間が発生していました。共同化により、転送なしでスムーズに正しい担当に繋がるようになりました。

②

サン・ビレッジ浜田アイススケート場の機能転用に関する決定手続及び判断根拠、基本計画案について伺います。まず、スポーツ施設の改廃等については、方針決定の権限は合議体としての教育委員会にあると法律に定められています。それにもかかわらず、浜田市では、なぜ市長が機能転用の方針を決定しているのですか。市長が方針決定できるとする根拠法令を伺います。

本資料の趣旨

本資料は、サン・ビレッジ浜田アイススケート場の機能転用について、方針決定の手続、その判断根拠となった委託調査、成果品の検査と履行遅延、議会への説明、その後作成された基本計画案及び市民から提出された試算を一体として確認するために作成したものです。

A 機能転用方針の決定と教育委員会

令和 6 年 7 月、浜田市はサン・ビレッジ浜田アイススケート場を人工芝等へ機能転用する方針を決定したとしています。しかし、サン・ビレッジ浜田はスポーツ施設であり、その用途変更について、教育委員会の正式な議決を経たのは令和 7 年秋です。

市長が方針を決定したのであれば、どの法令及び手続に基づいて決定したのかを説明できないならば、越権行為の可能性あります。

B 三菱 UFJ への委託業務と仕様書の未履行

浜田市は、三菱 UFJ リサーチ & コンサルティングに、アイススケート場の今後のあり方に関する調査・分析業務を委託しました。業務仕様書には、県内及び周辺自治体におけるアイススケート場に対する需要調査や、照明設備の更新を含めたシミュレーションの作成が定められていました。

しかし、これらの業務は履行されていません。前スポーツ振興課長は、コンサルタントと合意して除外した旨を説明していますが、仕様書に定めた業務を除外するのであれば、契約内容の変更として一部を中止する場合、変更契約書を作成することが浜田市契約規則第 38 条に定められています。変更契約書を作成していない理由が不明です。

C 成果品の検査、提出期限及び履行遅延

浜田市契約規則及び財務規則では、契約の履行に関する検査は、指名を受けた検査員が行うこととされています。しかし、この業務については、検査員の指名記録も検査調書も存在しないとされています。誰が、どの権限に基づき成果品を検査し、合格と判断したのかが明らかではありません。

また、浜田市監査委員は、成果品の提出期限を令和 5 年 11 月 30 日と認定し、成果品が提出された同年 12 月 15 日までの 15 日間を履行遅延と判断しています。監査委員は遅延損害金を請求するよう勧告しましたが、勧告した措置期限を過ぎても請求は行われていません。

D 議会への説明と異なる基本計画案

市は、三菱 UFJ の報告書を基に、主にサッカーなどのスポーツ利用によって年間 3 万 6,600 人の利用を見込むと議会に説明し、『議会の理解を得ながら進めてきた』としています。

しかし、令和 8 年 3 月にエブリプランから提出された基本計画案では、スポーツ利用は年間 2,000 人にとどまり、遊戯利用 3 万 4,000 人が利用者想定を中心となっています。施設の主な用途と利用者の構成は、議会に説明した内容から大きく変わっています。

E 遊戯利用者数及び利用料金収入の妥当性

エブリプランの試算では、遊戯利用者を年間 3 万 4,000 人とし、1,343 万円の利用料金収入を見込んでいます。週 1 日の休館日があるとすれば、開館日には毎日 100 人を超える利用が必要になります。

浜田市には、この試算と同規模で、同程度の利用料金収入を得ている屋内運動施設はありません。ふれあいジムかなぎの体育館は令和 6 年度に約 47000 人利用がありましたが、利用料金収入は 470 万円程度です。遊戯利用として、対象年齢、対象人口、利用頻度、市内・市外利用者の内訳など、3 万 4,000 人を導いた需要調査と算定根拠を明らかにし、信頼性、実現可能性を判断する必要があります。

F 年間支出及び電気料金の妥当性

エブリプランの試算では、サッカー場及びフットサル場を含む年間の光熱水費を約 700 万円と見込んでいます。しかし、機能転用後の施設では、屋内照明、事務所等の既存設備に加え、スポットクーラー 30 台の導入が予定されています。

サン・ビレッジ浜田は高圧受電の施設であり、電気料金には従量料金だけでなく、最大需要電力に応じた基本料金があります。予定する機器を同時に稼働させた場合、基本料金だけでも毎月 40 万円から 50 万円程度になり、年間 500 万円を超える増加分が支出試算に反映されているのか疑問があります。利用者数だけでなく、年間支出と 25 年間のライフサイクルコストについても再検証が必要です。

G 市民の試算と比較検証の必要性

令和 6 年 2 月、市民から教育委員会に、スケート場として存続する場合が最も収支を改善し、費用対効果も高いとする試算が提出されています。これは、スケート・カーリング団体から議会に提出され、採択された請願に添付されていた試算と同じものです。

市民らは、担当課から提供を受けた多数の資料を基にシミュレーションを作成しました。しかし、教育部長は、利害関係者が作成したものであり、三菱 UFJ の試算の方が妥当性が高いとして、市民の試算を検証していないと議会で答弁しています。

一方、エブリプランの基本計画案では、三菱 UFJ の試算に比べて年間支出やライフサイクルコストが大幅に増加し、結果として市民の試算に近い数値となっています。利用内容や 25 年間の市負担も議会に説明された内容から大きく変わり、三菱 UFJ の報告書を基礎とした機能転用の判断根拠は崩れています。

三浦市長は当時、市議会議員として、『三菱 UFJ の報告書を基に機能転用することには無理がある』との考えを市民に伝えています。市民の試算について、妥当な部分と妥当でない部分を市が検証し、市民と議論することが、協働のまちづくりに必要ではないでしょうか。

③

浜田市が市民の行為を不当要求行為と認定し、警告した手続の適正性と、その後の市の対応について伺います。まず、市は、いつ、誰に対して、どのような発言によって強要が行われ、職員がどのように応答したのかを記録した公文書が存在しないとしています。具体的な言動の記録がないまま、何を根拠として強要に当たると認定したのか考えを伺います。

本資料の趣旨

本資料は、市民の行為を不当要求行為と認定して警告した手続について、対象となった具体的言動の記録、認定に用いた『強要』の解釈、その解釈を決定した手続及び認定後の市長の対応を一体として確認するために作成したものです。

A 具体的言動の記録がない認定と警告

浜田市は、市民の行為を不当要求行為と認定し、警告しています。しかし、いつ、誰に対して、どのような発言をし、職員がどのように応答したのかを記録した公文書は存在しないとされています。対応の回数や時間だけでは、発言が『強要』に該当するかを客観的に検証することはできません。

B 江角副市長が示した『強要』の解釈

江角副市長は、令和 8 年 6 月議会の総務委員会における請願審査で、浜田市不当要求行為等防止対策要綱にいう『強要』には、『業務の円滑な執行を妨げる行為も含まれる』と答弁しています。しかし、同要綱には、そのような定義は記載されていません。法令等に基づく解釈なのか、市独自の解釈なのか、また、誰がどのような手続で決定したのかを明らかにする必要があります。

C 対象となった市民の訴えと市長の対応

対象となった市民は、三浦市長に対し何度も、強要に当たる言動を行った事実はないとして、具体的な事実の確認や説明を、市長直行便、市長への請願、市長副市長との面談、内容証明郵便等によって求めています。しかし、市は対象となった具体的発言や職員の応答を示さず、強要にあたる言動を具体的に説明していません。認定の対象事実を示せない場合には、認定及び警告の撤回並びに対象市民への謝罪を検討する必要があります。そうでなければ、深刻な人権侵害に当たる可能性があるからです。

④ 浜田市への回帰と求める人材像、教育のあり方について

近年、本市において「浜田に帰ってきてほしい」「若者が帰りたくなるような街づくりを目指す」という方針が繰り返し漠然と語られていますが、具体的にどのような人材を育て、どのように活性化させたいのかというビジョン(求める人材像)が曖昧であると感じております。教育現場や行政が本来目指すべきことは、単に「帰ってきたくなる街」という受動的な願望を抱くことではなく、子供たちに幼少期から多様な選択肢を提供し、自律的に人生を選択できる力、すなわち「自分で人生を選択できる環境(多様な世界に触れられる機会)」を整備してあげることこそが地方自治体の教育ビジョンであるべきと考えますが、市長および教育長の見解を伺います。

【執行部への提出用・前提情報資料】

- ・浜田市への回帰スローガンの曖昧性の排除:ターゲットとする人材像や活性化の具体策(ビジョン)が行政側で定義されていない課題。
- ・地方教育・自治体の真の役割定義:単に子供を地域に囲い込むのではなく、子供の時に多様な価値観、世界の広さ、様々なキャリアの選択肢に触れさせ、自発的に人生の選択肢(その中に浜田市への回帰も含む)を選び取れる主体性を育む教育環境の必要性。

⑤ 人口減少問題に対する認識と、これまでの経験(宝物)の活用について

多くの場面において「人口減少が本市の最大の課題である」と言われていますが、人口減少そのものが地域社会や行政サービスに、具体的にどのような決定的な機能不全をもたらすと認識されているのか、本質的な問題点をまず伺います。また、本市はこれまで広域合併など数々の大きな課題や歴史的転換期を、職員と市民が一丸となって乗り越えてきました。そこで得られた「経験則や知恵、行政としての強み(眠っている宝物)」があるはずですが、これを今後の人口減少時代を生き抜くための組織知(共有の財産)としてどのように整理し、具体的に活用していこうとされているのか伺います。

【執行部への提出用・前提情報資料】

- ・人口減少問題の解像度向上:スローガンの危機感ではなく、本市における真のボトルネック(財政、インフラ維持、コミュニティ維持等)の定義。
- ・合併等の歴史的危機を乗り越えた「経験則(眠っている宝物)」の棚卸しと活用:職員の暗黙知として埋没させず、新たな広域行政や事務効率化へのアセットとして活用する組織的共有化。

⑥ 市職員の仕事の可視化と「業務日報」の導入について

地方公務員の働き方改革や適正な人員配置を進めるにあたり、まずは職員の皆さんが「日々どの業務にどれだけの時間を費やしているか」を客観的・定量的に把握することが全ての事務事業評価の出発点であると考えます。現在、多くの民間企業や先進的自治体では、業務の可視化と人員の最適配置のために「タイムトラッキング(日報の導入)」がスタンダードとなっています。本市において、各職員の業務内容を可視化するためのシステムや「業務日報」の導入について検討、あるいは実施されているのか。個人の主観や気分の忙しさではなく、定量データに基づき過密部署の支援や人員の再配置を行うべきと考えますが、見解を伺います。

【執行部への提出用・前提情報資料】

- ・市職員のタイムトラッキング管理:打刻による在庁時間(残業時間)の管理にとどまり、「どの事務作業に何時間使ったか」がブラックボックスである実態の指摘。
- ・主観の排除と適正配置:感覚的な「忙しい」に流されず、業務日報やタスク可視化ツールを導入することで、事務ごとの人的コストを算出し、適正な人員配置や不要事務の削減をデータに基づいて行う。

⑦ 市役所内の電話対応における常時録音体制の整備について

住民と窓口職員との円滑な意思疎通、対応品質の向上、さらには不当なクレームや言いがかりから職員の精神的健康を守る安全対策として、市役所における外線・内線の全電話において、通話開始時に「品質向上のため、この通話は録音されています」といったアナウンスを流した上で、常時録音を行う体制を整備すべきと考えますが、導入に向けた市の検討状況を伺います。あわせて、市民・住民が市職員との公務上のやり取りを自身の自衛・記録のために録音する行為について、市側が「庁舎管理規則」などを根拠にこれを一律に禁止・制限することが、住民の正当な権利行使を妨げることにならないか、その法的整合性と適法性に対する認識を伺います。

【執行部への提出用・前提情報資料】

- ・全庁電話対応の常時録音導入：悪質クレーマー対策、言った言わないのトラブル回避、および職員の対応マナー・品質の標準化を図るための事前アナウンス付き常時録音システムの整備。
- ・住民による録音権の擁護：市が「窓口での相談録音が公共の福祉や庁舎管理に反する」として一方的に禁止するルールの妥当性の追及。公務執行の透明性確保の観点から、他自治体の最新判例や法的適法性を整理する要求。

⑧ 平成 30 年金城中学校スキー事故の現状・処分と、当時の対応記録について

平成 30 年 1 月 17 日に発生した金城中学校のスキー事故に関し、事故発生からすでに多大な年月が経過しているにもかかわらず、いまだ被害生徒および保護者に対する誠実かつ決定的な解決、責任の明確化、そして関係者の処分が公表されていない現状について、現在の交渉状況と当時の処分実績を明確にお答えください。また、令和元年 6 月 27 日、島根県教育庁学校企画課が本市を来訪した際、市側から当時の部長や課長らが同席した面談が行われ、翌日の委員会で記録確認や発言を求めましたが、この一連の対応プロセスの不自然さについて市はどのように総括しているのか。さらに、議会において「スキー事故の進展・処分」を求める陳情(陳情第 73 号、103 号、113 号、156 号、177 号、223 号等)が多数提出され、全会一致で採択され続けている事実を、教育委員会および執行部はどのように重く受け止め、対応責任を果たそうとされているのか見解を伺います。

【執行部への提出用・前提情報資料】

- ・金城中学校スキー事故(H30.1.17 発生)の全容と現在:事故の被害生徒の保護者は、長期にわたり解決に至っていない実態の究明。

- ・関係者の処分・責任の所在:本件にまつわる過失認定、市・教育委員会の誰がどのような処分を受けたのか、あるいは責任逃れを図っているのかの指摘。

- ・繰り返される陳情採択と不誠実な対応:議会において、スキー事故の再発防止・責任追及・第三者委員会設置・解決を求める複数の陳情が賛成全員(全会一致)で可決・採択されているにもかかわらず、具体的進展を引き延ばしている教育委員会・執行部の態度追及。

- ・R1.6.27 県教委来訪時の面談記録:島根県教育庁と市教委の会議履歴をめぐる対応の不自然さ、及び翌日の総務委員会での追及に対する市側の説明責任。

⑨予算配分における産業と福祉の割合、およびそのコンセプトについて

本市の全体予算における、産業振興(商工費・農林水産業費等)と社会福祉(民生費等)の予算配分割合について、人口規模や産業構造が極めて類似している他都市(類似都市)と比較して、本市にはどのような顕著な特徴が見られるのかを伺います。また、本市の将来に向けた持続可能性を担保するため、民生費等の福祉サービスへの支出と、将来の税収を自ら生み出すための「産業投資(経済活性化)」への支出は、どのような「財政ビジョン・コンセプト」に基づいて、戦略的に予算配分がなされているのか、その結果もたらされた定量的・定性的な成果とあわせて伺います。

【執行部への提出用・前提情報資料】

- ・予算配分のコンセプト不足:類似都市の平均データ等と浜田市の予算データを比較した際、「産業」と「福祉」のバランスにどのようなズレが生じているかの指摘。
- ・ただ配る福祉から、稼ぐ力を育む産業投資へのシフト:場当たりの予算配分ではなく、財政を支える税収を生む産業への投資の成果(PDCA)を科学的なデータと一貫したコンセプトで語ることを求める。

⑩市の改善の余地のある慣例について委託事業(草刈り)や(名刺箱)の見直しについて

本市の行政組織における事務効率化および民間企業の育成・活用という観点から、2点の見直しを提案します。第1に、市役所内で「名刺場・名刺箱」などを、わざわざ多大な職員の手間やコストをかけて内製・作成して配布していると聞き及びますが、このような市販品で安価に調達可能な一般消耗品に類するものを、組織全体でわざわざ用意・配布する行政上の意義やコストパフォーマンスについて見解を伺います。第2に、公共エリアや道路等の草刈り委託事業について、現在の委託種類や民間業者への発注割合、およびボランティアや地域組織の活用状況を伺います。民間に適切かつ機動的に委託することで、民間業者が本来業務に専念・経済活動を活性化できるようにすべきと考えますが、市の見解を伺います。

【執行部への提出用・前提情報資料】

- ・名刺箱の内製問題：公務員が本来専念すべきコア業務から外れた、些末な名刺箱の作成などに貴重な勤務時間が浪費されている事務管理の非効率性の指摘。
- ・草刈り事業の発注構造改革：草刈り業務の民間委託を細分化し、地域ボランティアやシルバー人材を活用できる部分と、高度な民間業者へ発注すべき部分を整理。民間企業が単純な補助的作業ではなく、本来の高付加価値業務に専念できる受注環境の確保。

⑪情報公開請求をめぐる裁判対応と、議会データ権利移管の問題について

情報公開請求における本市の極めて閉鎖的な行政姿勢について厳しく問います。市民からの個人情報を含む開示請求に対し、当初は「存在すら明かさない(存否応答拒否・非開示)」として拒絶したにもかかわらず、市民から裁判を起こされた途端に、突如として8～9割を開示(黒塗りを剥がして公開)するという対応をとった事案があります。裁判を起こされないと誠実に対応しない、あるいは訴訟逃れのために場当たりの開示するという矛盾した対応の理由を伺います。また、かつて議会の配信データを市民がYouTube等にアップロードした際、市が「著作権侵害」として告訴・告発(国訴)を行いましたが、本来公共物であり著作権の及ばないものを対象にしたため告訴を取り下げた経緯があります。その後、動画配信などのデータ管理の権利が「市長公室」から「議会事務局」に移管された結果、二元代表制を隠れ蓑にした『執行部への質問や市民発信を不当に狭める壁』となっているのではないか、市としての総括を伺います。

【執行部への提出用・前提情報資料】

・不誠実な情報公開対応:市民による開示請求を拒否しておきながら、裁判(提訴)に至るや大量開示に転じる、司法判断を避けるためだけの矛盾した対応の実態追及。

・YouTube 告訴事件の総括:公共物に存在しない著作権を主張して市民を告訴(国訴・告訴の表記ゆれ、音声上は「国訴」)し、敗色濃厚となり告訴を取り下げた不適切な法的認識の猛省を促す。

・議会データの権利移管による制限:データ管理権利を市長公室(執行部)から議会事務局へ移すことで、議員や市民による議会動画の引用・発信・追及が「二元代表制のルール」として不当に制限され、行政の透明性を後退させている問題の指摘。

⑫個人情報開示請求時における市民への配慮ある対応について

個人情報開示請求を行う市民への窓口対応において、非常に配慮を欠く運用が行われている事例を指摘します。窓口にて、複雑な開示請求書等の書類を市民に全て苦勞して記入・作成させた後、最後の段階になってから突如として「身分証明書を見せてください。お持ちでないなら手続きは受け付けられません」と告げる対応が見られます。手続きの前提条件として身分証明が必要であるならば、なぜ請求書を書かせる「最初の一步」の段階で、市民に対して「身分証はお持ちですか？」と一言案内する配慮ができないのか、窓口業務における親切心や職員マナーの標準化に対する認識を伺います。また、全庁的にこのような市民目線を欠いた申請手続きの点検・是正を求める考えがあるか伺います。

【執行部への提出用・前提情報資料】

- ・窓口対応における市民目線の欠如：請求書作成プロセスの最後に受付不可を突きつける不親切なフローの実態指摘。
- ・「お声がけフロー」の標準化：手続きを開始する一番最初の時点で「身分証明書が必要になりますが、本日お持ちでしょうか？」と一言尋ねるだけのシンプルなマニュアル化・接遇マナー改善の要求。

⑬特別職の産休(育休)制度の基準

近年、公職・特別職における働き方の多様化や子育て世代の進出が進む中、本市の特別職(市長、副市長、教育長等)における「産前産後休暇(産休)」の取得可能性や、もし取得する場合に職務や給与、職務代理者の設定などがどのように扱われるのか、具体的な明文化された「基準・ルール」が整備されているのか伺います。

【執行部への提出用・前提情報資料】

・特別職の産休ルール整備:特別職が育児や参休(産休)を取得する際の基準・給与取り扱い等のルール明文化の必要性(不信感を防ぐための公的取り決め)。

2. 6月定例会議での一般質問の続きについて

①

「道の駅ゆうひパーク浜田」の次期運営事業者選定における不備と白紙撤回の是非について改めて国土交通省分と浜田市分のCBAについて伺います。

以下、参考資料

■ 6月議会の一般質問の質問(発言通告書より)

令和7年からの次期運営事業者の選定において、期限の変更が3回も行われ現在6月30日が期限となっています。これが問題ないようでしたら、2番目の交渉権を持つ方の順番はいつ回ってくるのでしょうか？この間の第一ビルからの変更提案は何があったのか知りませんし、事業計画書の分析表「SWOT」は、整合性がありません、また売上、経費の明細もなく、これ以上の数字の明細発表は秘密だということですが家賃は不動産業界では公表しなければ違反になるほどの開示の必要性のある数字です。第一ビルが指定管理をしている「おさかな市場」では、浜田市はテナントへの賃貸金額の上限を公表しています。優先交渉権者(第一ビルサービス)の「はまだお魚市場」での実績評価(テナント撤退やビール工場未稼働などの課題)の妥当性や、提案された「独自の仕入れルート」の実効性について、審査段階でどのような検討が行われたのかも見えてきません。このような会社を優先交渉権者に選定した市の責任は重いのではないのでしょうか？基本協定を延長による延長を重ね、そのたびに先が見えたような説明を重ねていたのではないのでしょうか？これでは優先順位を決めた意味がないのではないのでしょうか？いつ優先順位2位の事業者に交渉権が移るのでしょうか？この現状を踏まえ、基本協定書第8条(解除条項)を発動し、事業を白紙撤回し、優先順位2位の会社と交渉をすべきではないかと思います。又は、白紙に戻しゼロベースで再公募すべきではないのでしょうか？

②

回覧板のデジタル化と町内会運営における役割分担・新人育成について、あれから 3 か月過ぎたが評判はどうか伺います。

以下、参考資料

■ 6 月議会の一般質問の質問(発言通告書より)

少子高齢化と人口減少が進む地域コミュニティの核である町内会の負担軽減に向け、紙の回覧板の手渡しによる住民の負担や情報伝達のタイムラグを解消するため、広く普及している「LINE」等を用いたデジタル配信へ移行すべきと考える。また、従来の慣例に縛られない持続可能な町内会運営のため、事務局(実務)をあえて市職員の新人に任せ、司会進行のみを地元の住民が担当する体制を提案する。新人が地域活動の末端(現場の実務)を深く理解することができ、且つ、担い手不足の解消につながると考える。市長の考えを伺う。

③

同和問題や高齢者等にかかる様々な差別問題、(介護の性サービス、同和の過剰な広報活動)について伺います。

以下、参考資料

■ 6 月議会の一般質問の質問(発言通告書より)

高齢者の尊厳に関わる多様な福祉ニーズ、特に精神的なメンタルケアや性的な問題を含むデリケートな支援のあり方について、行政として今どのような基本認識を持ち、相談体制やケアの現場へ反映させているのか、市としての姿勢を伺う。(※介護福祉現場における、高齢者の本能的な 3 大欲求への対応。特にデリケートな性的欲求へのケアや、職員へのハラスメントへの対応について議論)

④

分別資源ゴミにおけるリサイクルの最終プロセスの把握と市民への情報公開について、廃プラ、きれいなプラを緑の袋に入れるのは違反になるのか、考えを伺います。

以下、参考資料

■ 6 月議会の一般質問の質問(発言通告書より)

循環型社会の構築に向け、市民が日々熱心に分別に協力している資源ゴミのリサイクルについて、分別された資源が最終的にどこへ運ばれ、どのような処理を経て製品化・再利用されているのか、そのプロセスと結果(最終行方)を把握しているでしょうか？「モノ」に戻すリサイクルでは大赤字(100 対 200 以上)でも、「燃料(エネルギー)」として使えば、廃プラは最高の優等生になる。このコストと熱量の真実を踏まえ、市民はどうすべきか？無理をしてすべてのプラスチックを綺麗に洗って水色の袋に入れる必要はない。「汚れているもの」「洗うのが面倒なもの」「ラベル剥がしが面倒なもの」は、迷わずペシャンコに潰して緑色の袋(燃やせるゴミ)へ入れる。以上が、手間と水道代を省き、浜田市のゴミ処理コストを下げることになるとと思いますが、市長の考えを伺う。

⑤

ふるさと納税(寄附)における返礼品基準の再検討とクオリティの底上げ戦略について、あれから 3 か月たつが、検討された内容、結論を伺います。

以下、参考資料

■ 6 月議会の一般質問の質問(発言通告書より)

本市の自主財源の要であり、近隣自治体との競争が激化しているふるさと納税について、現在の返礼品の基準や地場産品としての境界線について、もう一段踏み込んだ厳格な再検討を重ねるべきではないか。寄附者から選ばれ続ける自治体となるために、提供する商品やサービスのクオリティ・内容を徹底的に底上げし、本市の魅力を最大限にアピールするための今後の具体的な戦略と見直しの方向性を伺う。(※例えば、地元の人が手掛けるコンサルティング業務や、浜田の魅力を紹介する書籍、電子書籍などの『無形資産・サービス』を返礼品に加える独創的アプローチの提案)

⑥

LINE 等の画像・位置情報を活用したインフラ不具合通報システムの導入について、検討するということでしたが、進捗状況を伺います。

以下、参考資料

■ 6 月議会の一般質問の質問(発言通告書より)

地域の安全・安心を確保するため、消防水利の不具合、道路の陥没、市内の交差点等で消えかかっている危険な横断歩道の白線や停止線といった現場のインフラ問題を、市民がスマートフォンを使って現場の写真と位置情報とともに直接 LINE 等で行政に通報できるシステムの導入を提案する。市民の目を活かして早期発見につなげ、迅速な引き直し要請を含めたスピード感ある対応を可能にすべきと考えるが見解を問う。

⑦

携帯電話の不感地帯解消と「自助」を最優先とする防災意識の啓発についてスターリンクをはじめとする様々な通信についてどのように検討されたか、考えを伺います。

以下、参考資料

■ 6 月議会の一般質問の質問(発言通告書より)

発災時における情報寸断を防ぎ、実効性のある防災体制を構築するため、山間部などに未だ存在する携帯電話の不感地帯(電波の届かない地域)の解消に向け、通信事業者への働きかけを含めた市の取組状況はどうなっているのでしょうか？

スターリンク Starlink というサービスがあります。衛星と携帯をつなぐサービスです。通話はできませんがショートメッセージ、LINE、位置情報、緊急速報、「今ここに」「無事だから安心して」「動けない救助を呼んでほしい」などがわかります。このサービスを広めることが安全・安心・救助・緊急のすべてに役に立つのではないのでしょうか？あわせて、避難行動計画(マイ・タイムライン)の策定支援や局地的な気象情報の充実に努めつつ、災害時に逃げる際には何よりも「自分自身の身の安全を守る(自助)」という基本姿勢を市民に徹底させることは有効ではないのでしょうか？市長の考えを伺う。

⑧

各種委員会メンバーの選考プロセスの公開と意思決定の透明化について、選考委員の選考過程の見えるかはどのようになっているのか伺います。

以下、参考資料

■ 6 月議会の一般質問の質問(発言通告書より)

行政の様々な政策を議論する「〇〇委員」といった各種委員会のメンバーについて、組織が決まってから議論の内容だけが公表される現状に対し、そもそもその委員を選ぶ基準や人選のプロセス自体が不透明であるとの指摘がある。委員を選ぶところから透明でないと「真の公平」は実現できない。市民の納得感と信頼を得るため、委員選考の過程や公募割合を広く公開し、公平・公正な意思決定プロセスを確保すべきと考えるが、市および教育委員会の見解を問う。

⑨

退職職員における各種手当等の適正化と 3 月退職時のボーナス切り捨て救済について割を食っている状況だが改善するためのハードルは何か伺います。

以下、参考資料

■ 6 月議会の一般質問の質問(発言通告書より)

3 月末をもって定年等の退職を迎える職員の人事・労務管理上の処遇について正します。退職直前である 1 月・2 月・3 月分の業務対応や実績、それに伴う諸手当等の権利が、現行の仕組みにおいて切り捨てられるような不利益な現状がある。これは、職員のモチベーションや公平性の観点から大きな問題である。これらに対して制度の見直しを講じるべきと考えるが、人事担当トップとしての副市長の見解を問う。
(※退職後の 6 月に支給される期末・勤勉手当が、3 月退職職員には 1 円も支給されない仕組みの不公平さ、および退職直前の給料の端数未払い処理におけるダブルスタンダードの存在を指摘)

⑩

録音許可を可能とすることによるカスハラ対策について、職員、市民は録音許可がカスハラ防止になると言っており、部長の考えと違います。市の考えを伺います。

以下、参考資料

■ 6 月議会の一般質問の質問(発言通告書より)

厳しい要望や過剰な不満を寄せる市民(特定の指摘者等)に対し、職員が自身の勉強不足や当事者意識の欠如から感情的に反発し、結果として火に油を注ぎ市民が起こってしまう。「怒った市民が悪い」と責任転嫁するような接遇姿勢は改めるべきではないでしょうか？

5 年前には録音が禁止になりましたが、録音許可することで、市民はメモする必要がなくなり、正確に聞き返すことができ、発言も落ち着いた発言になり、いいことづくめではないでしょうか？また、職員についても「言った、言わない」を防ぐことができ、更に増々良いことだらけではないでしょうか？

島根県では、録音禁止はしていません。許可の確認をすると「どうぞどうぞ」という対応です。西部県民センターでも、企業局でも、総務課でも、教育委員会でも「録音問題なし」でした。録音禁止を録音許可に戻すことについて市の考えを伺う。

⑪

八重可部線バイパスの長期未完成問題および残土放置への対応について、業者の売り上げを安定させるため、ゆっくり工事をするという話も聞いたが実際はどうか、状況を伺います。

以下、参考資料

■ 6 月議会の一般質問の質問(発言通告書より)

地域経済の活性化や安全な交通網の確保に不可欠かつ「死亡事故 2 件」でありながら、長期にわたって未完成のままとなっている「八重可部線(今市第二工区)バイパス」の現状について、工事の跡地や周辺に長期間放置されたままとなっている残土問題は、景観を損ねるだけでなく災害時の二次被害の危険性も懸念されるため、事業主体である島根県に対し、早期の完成と残土の適切な撤去・対応をどのように強く働きかけていただきたい。市としてどのような認識を持っているか伺う。

●

⑫

巨額公金投入施設(JF 関連・三桜跡地・TC 浜田跡・社協・スケート場等)の費用対効果と市長直行便選別開封等の市政透明化について CBA を踏まえての考えを伺います。

以下、参考資料

■ 6 月議会の一般質問の質問(発言通告書より)

透明性について JF(漁協)関連施設等への巨額な公金投入に伴う家賃免除等の優遇措置の実態・費用対効果の精査、ゆうひパーク浜田の第一ビルへの無償貸し付け、有償のまた貸し、そもそも市民に必要なだから取得したものは、行政財産で取得するのが決まりである。にもかかわらず、普通財産で取得したのなら比較検討以上の理由が必要ではないかと思いますが、どのような理由があるか納得のいく説明はない。

さらに、透明性に関して、市長宛ての「直行便」が事務方で不透明に選別・開封されている疑念や、市民の意見に対し弁護士等を使った過剰対応を行う現状は目を覆うばかりである。これらを改め、透明性のある対話を徹底すべきではないかと考えます。市長の考えを伺う。

⑬

人口減少の何が問題であるかの明確化について、できれば CBA を踏まえての市の考えを伺います。

以下、参考資料

■ 6 月議会の一般質問の質問(発言通告書より)

30 年前から比較すると、人口減少以外はすべて好転している。税収 70 億から 100 億、予算 350 億から 420 億、人口 7 万人から 5 万人、貯金 10 億から 60 億、借入 500 億から 400 億、人口は 3 割減、税収 4 割アップ、貯金 6 倍、借金 2 割減である。人口減少の問題点は何であるか市長の考えを伺う。

⑭

リハビリテーションカレッジ島根への公的支援と地域間の財政バランスについて、支援をしないでなくなる場合と、例えば 1 億円支援をして継続した場合と CBA はどのようなになるのか伺います。

以下、参考資料

■ 6 月議会の一般質問の質問(発言通告書より)

三隅町にある「リハビリテーションカレッジ島根」への早急な公的支援について伺います。

同校は存続に向けて並々ならぬ自助努力を続けています。関連企業を通じて海外輸出などを見据えた独自の収益プランを立て、自ら財源を確保しようと必死に動いています。

ここで、市の財政と地域間バランスの視点から申し上げます。三隅地域は、火力発電所 1 号機による 30 億円の固定資産税に加え、2 号機が稼働したことで新たに 25 億円もの税収が上がっています。合併時の町の貯金の吸収や特別工業水道の 4 億円などを含めれば、三隅地域が本市にもたらしている税金収入は 100 億円近くに上ります。

三隅の住民の地域感情からすれば、地元の宝であり、地域の医療・経済を支える学校に 1 億、2 億の援助をしてくれないのかと嘆くのは当然のことです。これまでの三隅地域の貢献度、行政投資のアンバランス、そして現在学校が行っている自助努力を総合的に鑑みれば、リハカレへの 1~2 億円の補助金を出すことは、バランスが取れるところか、まだまだ市からの還元が足りないくらいではないのでしょうか？市として速やかにリハカレへの補助金交付を決断すべきと考えますが、市長の明確なご答弁を求めます。

⑮

子どもへの補助(家庭保育・給食無料)について、家庭保育に同額の補助をした場合、①市の負担のみ②県分も合わせて③国県分も合わせての3パターンでCBAはどうなるか伺います。

以下、参考資料

■ 6月議会の一般質問の質問(発言通告書より)

家庭で子どもを育てることに対する補助を拡充することで、保育園に子どもを預ける家庭が減少する可能性があります。これにより、保育士への過度な負担が軽減され、保育士不足が緩和され、保育施設で働く保育士の人数に余裕が生まれる可能性があります。家庭保育の普及や補助の導入により、保育施設への依存度が下がることで、余剰を活用すれば保育時間の延長や夜間保育を実現しやすくなり、働く環境の改善にも繋がります。

この家庭保育制度を作ることにについて市長の考えをお聞きしたい。

⑩

平成 30 年 12 月の飲酒運転の処分「処分一覧表」の漏れについて、急に開示されたり、アンバランスだったり一貫性がないが、市の考えを伺います。

以下、参考資料

■ 6 月議会の一般質問の質問(発言通告書より)

不祥事の公表や処分一覧表は、行政の透明性と市民への信頼を担保する極めて重要な公文書です。過去(平成 30 年 12 月)の飲酒運転事案において、もし処分一覧表への掲載漏れや記載の不整合があったとすれば、組織的な隠蔽を疑われかねず、公文書管理のあり方としても重大な問題です。その事実関係を質し、再発防止と信頼回復の徹底を求めますが、市長の考えを伺う。

⑪

年配者はもちろん、職員にもわからない英語カタカナ表記を控えることについて職員がわからないのに市民に対応させるのはやめた方がいいのではないかなと思うが、市の考えを伺います。

以下、参考資料

■ 6 月議会の一般質問の質問(発言通告書より)

行政文書や広報誌、計画書に「カスハラ」「DX」「ウェルビーイング」「ダイバーシティ」「SDGs」といったカタカナ・アルファベット専門用語が溢れています。これらは高齢者だけでなく、現場の職員ですら正確な意味を理解せぬまま「流行り言葉」として使っているケースが散見されます。市民に開かれた、誰一人取り残さない行政を目指すため、日本語への言い換えや丁寧な解説を義務付けるべきだと考えますが、市長の考えを伺う。

●

一般質問発言通告書

議席番号 2 番 氏名 今田 実延

答弁を求める者

(○をつける)

市長

教育長 監査委員 選挙管理委員会委員長

農業委員会会長 固定資産評価審査委員会委員長 公平委員会委員長

発言項目及び要旨

- 1 島根あさひ社会復帰促進センター第1期事業の成果と当センターを活かした今後の地域振興について

島根あさひ社会復帰促進センターについて、平成20年10月から開所し、令和8年3月末で第1期事業が終了し、同年4月より第2期事業がスタートしている。島根あさひ社会復帰促進センターは全国でも4例しかない官民共同運営の施設で、単なる刑事施設ではなく、地域・国・民間が連携した「島根あさひモデル」として設置された施設である。第1期事業の成果や浜田市にもたらした効果について検証するとともに、PFI事業から公共サービス改革法に基づく事業へ移行した今、浜田市は当施設を今後の地域振興にどのように位置付けていくのか伺う。

(1) 人口・定住への効果について

- ① センターの設置・運営を直接的な要因として、浜田市に転入した職員・関係者の人数、世帯数、子どもの人数をどの程度把握しているのか伺う。
- ② 旭地域の人口維持や地域コミュニティへの効果を、市はどのように評価しているのか伺う。

(2) 雇用・地域経済への効果について

- ① 第1期事業によって、市内雇用がどの程度生まれ、市内事業者への発注や消費など、地域経済にどの程度の効果があったかについて伺う。

(3) 農業振興及び産業振興への効果について

- ① 農地の利用、農業者への経済効果、農業技術の継承など、本市の農業振興にどのような効果があったと評価しているのか伺う。
- ② 刑務作業を通じて、本市の産業振興にどのような効果があったと評価しているのかを伺う。

(4) 地域との共生について

- ① 石州和紙、神楽面、石見焼など、本市の地域資源を活用した取組が行われてきたが、こうした活動が地域文化の継承や地域住民との交流にどのような効果をもたらしたと考えているか伺う。
- ② パピープログラム、文通プログラム、ホースプログラム、彼岸花の植樹等の各プログラムが本市に与えた効果について伺う。

(5) 出所者の就労・住居確保と浜田市への定着について

- ① 出所者の就労や住居確保は、浜田市の人口減少・人手不足・農業担い手不足解消に大きく貢献できると考えるが、市の認識を伺う。

(6) 再犯防止に向けた地域との連携について

- ① 当センターは、全国においても先進的な取組を実施している施設であり、浜田市としても「人材の再生のまち」として位置付ける必要があると考えるが、市の認識を伺う。
- ② 第2期事業において、当センターを今後の地域振興にどう発展させるか市の認識を伺う。

2 浜田市防災行政無線の更新について

令和8年8月7日より変更された防災行政無線について、防災行政無線は災害時に市民一人ひとりへ必要な情報を確実に届けるツールであるとともに、市民にとっては時間の把握や一日の始まりの合図として生活の一部となっており、今回の更新による内容変更への反響は大きいものとなっている。

(1) 防災行政無線更新後の効果検証について

- ① 次期防災情報システム整備によって、旧システムと比較した改善点について伺う。
- ② 音声の「聞こえる・聞こえない」だけでなく、「内容まで正確に聞き取れる」状態に改善されたか伺う。
- ③ 放送時間や放送内容については、何を基準に決定されたものなのかを伺う。
- ④ 更新後の効果検証及び放送時間や放送内容の見直しの有無について伺う。

発言No. 3

受付No. 10

令和8年8月19日

14:30 受付

一般質問発言通告書

議席番号 1 番

氏名 西田 一平

答弁を求める者 市長 教育長 監査委員 選挙管理委員会委員長

(○をつける) 農業委員会会長 固定資産評価審査委員会委員長 公平委員会委員長

発言項目及び要旨

1 食文化を軸とした観光消費拡大に向けた都市内回遊の促進と移動環境の改善について

(1) 食文化を生かした魅力発信とエリアごとの役割づくりについて

① 浜田市は全国有数の水産都市であり、豊かな農林水産物に恵まれている一方で、それらの魅力が「新鮮な魚」「おいしい食材」といった素材として語られるにとどまり、「浜田の食文化」として十分に発信・蓄積されていない面があると考え、市長の基本認識を伺う。

② 浜田市が「食材のまち」から「食文化のまち」への転換を目指すのであれば、来訪者にとって「今の旬の魚は何か」「どこで浜田らしい食を体験できるか」といった情報が分かりやすく伝わるのが重要であると考え、食の魅力を観光消費や滞在につなげるための情報発信のあり方について、市長の見解を伺う。

③ 旧市街地、市役所周辺、新町、栄町周辺及び駅周辺など、市内の飲食集積エリアがそれぞれ異なる特徴を有していることを踏まえ、各エリアの個性や役割を意識した食の魅力発信やブランディングを進める必要があると考え、市長の見解を伺う。

(2) 旧市街地と駅周辺等をつなぐ都市内回遊と滞在環境の整備について

① 浜田市においては、旧市街地と駅周辺側で飲食の集積や雰囲気がかかれていますが、これを弱みとしてではなく、それぞれの個性を生かした回遊や滞在の魅力として編集していく視点が重要であると考え、市長の認識を伺う。

② 来訪者が旧市街地、市役所周辺、駅周辺、観光拠点、飲食店等を回遊するに当たり、移動手段、位置関係、所要時間等が十分に分かりやすく示されておらず、回遊、滞在、消費の機会損失につながっている面があると考えるが、市長の認識を伺う。

③ 観光客にとって1泊にとどまらず、旧市街地と駅周辺等の双方を楽しめる滞在環境をつくる観点から、回遊ルートの整理、案内機能の充実、移動支援等について、実証的又はモデル的に取り組む考えはあるか、市長の見解を伺う。

(3) 食文化施策とランドデザインをつなぐ先行実施について

① 浜田駅周辺ランドデザインの策定が進められる中であっても、食文化の発信、都市内回遊、滞在環境の改善については、将来像の整理とは別に、先行して着手できる取組があると考えるが、市長の見解を伺う。

② 現時点のランドデザインの対象エリア外となる市役所周辺、新町、栄町周辺についても、食文化を生かした観光消費拡大や都市内回遊の観点から一定の役割を有すると考えるが、駅周辺との接続や役割分担をどのように認識しているか、市長の見解を伺う。

③ 食文化プロジェクト、お魚市場、三桜酒造跡地等での取組を、単発の事業やイベントにとどめず、来訪者の回遊、滞在、消費行動につなげ、その効果を検証しながら今後の施策や関係計画にも反映していくことが重要であると考えるが、市長の見解を伺う。

発言No. 4

受付No. 6

令和8年8月18日

10時35分 受付

一般質問発言通告書

議席番号 19番

氏名 佐々木 豊治

答弁を求める者

☐ 市長

☐ 教育長

☐ 監査委員

☐ 選挙管理委員会委員長

(○をつける)

☐ 農業委員会会長

☐ 固定資産評価審査委員会委員長

☐ 公平委員会委員長

発言項目及び要旨

1. ひきこもり支援について

- ① 7月に会派視察でひきこもり支援について、宇部市、並びに事業を委託されているNPO法人「ふらっとコミュニティ」に視察に伺った。

現在、宇部大学名誉教授で、ふらっとコミュニティの理事長である山根先生が実施されている取組は「山根モデル」と言われ、全国でも注目され多くのマスメディアでも取り上げられている。

家族への支援からはじまる4段階のアプローチで、社会参加につなげる取組は、県外からも相談が殺到しているようで、疲弊した家族に手を差し伸べておられ、藁をもつかむ思いで私たちにたどりつかれたのにお断りすることはできないと、対応されている。

基本となる心理教育には多くの受講者が参加され、島根県からの参加もあるようだ。また、宇部市をはじめ県内3か所に本人たちへの居場所を設置されている。

当日は、様々な相談対応の具体例を紹介していただきながら、ひきこもり支援の課題や本質的な改善事例など伺うことができ、ぜひ家族や支援をされている方々への情報提供ができたかと強く感じたところだが、所見を伺う。

- ② 山根先生は全国各地域にも出向かれ講演会なども行っておられるようで、ぜひ当市や当圏域にもお招きして講演会など実施できるような検討をすべきと思うが、所見を伺う。

2. リンパ浮腫支援について

- ① がんの術後に発症するリンパ浮腫という重い後遺症に悩まされ、孤立している患者が少なくなく、全国患者数は15から20万人と推定されている。リンパ浮腫は、乳がんや子宮がん、卵巣がん、前立腺がんなどの手術でリンパ節を切除したり、放射線治療を受けたりした後にリンパ液の流れが滞ることで、手や足が象のように著しく腫れ上がる疾患である。

リンパ浮腫に対する現状認識と市内患者の状況を伺う。

- ② リンパ浮腫を発症した患者は、一度発症すると完治が難しく、放置すれば重症化し、激しい痛みや発熱を繰り返すなど、日常生活や就労に深刻な支障を来す。また、重い荷物が持てない、長時間同じ姿勢を続けることが困難である、治療や症状コントロールのために日中に弾性着衣の脱着やケアを行う空間が必要であるなど、日常生活はもちろん就業時にも制約を生じる場合もある。

さらに、周囲にも病名を打ち明けられずに孤立するなど、精神的なダメージも大きくなる。

そこで、リンパ浮腫という疾患の特性等を広く周知・啓発することが必要でリンパ浮腫患者の相談体制も強化すべきと考えるが、所見を伺う。

3. 石見神楽保存・拠点施設整備について

- ① 今回のアンケートの結果を今後どのような過程で生かしていこうとされているのか伺う。
- ② アンケートに付けられていた資料編の書面では整備費31億円の基本案に合わせ、圧縮案など3案が示されているが、アンケートでは31億円の整備のみの問いとなっている。3案提示しなかったのはなぜか。

- ③ これまでも検討されてきた他施設との複合の案になると、さらに経費は削減されると思うが、所見を伺う。

4. 学校給食費の負担軽減事業について

- ① 今年度から、小学校児童の給食費について、一人 5,200 円が国から交付され、保護者の負担軽減が実施されている。

3月定例会議の予算決算委員会でも取り上げたが、学校に行けない児童との不公平が生じるのではないかと質疑したが、「国の一律の基準はなく判断は自治体に委ねるとされている」とのことだった。今後、他の自治体の確認など研究をするとのことだったが、対応の現状を伺う。

5. 投票支援の取組について

- ① 高齢化などで投票所までなかなか行きにくい、公共交通もない、自家用車もなかなか運転できないということで、行けない人がどんどん増えていくことが想定され、これまでも何度もこの投票支援の取組を伺ってきたが、投票に行きたくても行きにくい実態の受け止めについて伺う。

- ② 最近行われた選挙の投票率についての評価を伺う。

- ③ 浜田市が他地域に先駆けて実現された移動投票所について、同様に取り組む自治体も全国的に増えているようだが、その状況についてどのように受け止めているか伺う。

- ④ 移動投票所の取組は、投票支援にとっても有効な手段と思う。

現在、浜田市が行っているのは投票所の統廃合を行った地域への期日前投票として実施しているが、それ以外の地域での実施が検討できないか伺う。

令和8年8月14日

9時00分 受付

一般質問発言通告書

議席番号 10 番 氏名 沖田真治

答弁を求める者 (○をつける) 市長 教育長 監査委員 選挙管理委員会委員長
農業委員会会長 固定資産評価審査委員会委員長 公平委員会委員長

1. 今後のまちづくり政策について

(1) これまでの地域づくりと、これからの支援のあり方について

まちづくり総合交付金をはじめとする地域単位への支援は、これまでの地域活動や地域の特色を支える役割を果たしてきた。一方、制度創設から長い年月が経過し、人口構造や地域の担い手など、当時とは地域を取り巻く環境が大きく変化している現状を踏まえ以下のとおり質問する。

- ① 現在のまちづくり総合交付金制度をはじめとする地域づくりに係る支援について、市としてどのような成果があったと評価しているのか伺う。
- ② 人口減少や高齢化、担い手不足など地域を取り巻く環境が大きく変化する中、これまでの仕組みを維持するだけでなく、今後の地域の実情に応じた支援のあり方を変えていく必要があるのではないかとと思うが、市としての考えを伺う。

(2) 複雑化する地域課題に対応する、まちづくりの仕組みについて

人口減少や高齢化が進む中、買い物、通院、移動、独居高齢者への支援など、これまで地域で担ってきた課題についても、地域の担い手が減少し、地域だけでは対応することが難しくなっている。

こうした課題を行政がすべて担うことも、人員や財政の面から限界があり、地域と行政の双方が限界を抱える中で、従来の地域単位の取組に加え、地域内外の人や民間等の力をどのように取り入れ、これからの地域課題に対応していくかを考えた政策が必要であると考え以下のとおり質問する。

- ① 担い手の不在、高齢化により、地域だけでは解決、完結できない課題が増える中、これからの地域づくりにおいて行政はどのような役割を担うべきと考えているのかを伺う。

- ② 地域だけでは課題の解決を担えない、行政にも人員や財源の限界がある中、これまでのように地域活動そのものを支援することを中心とするのではなく、地域が抱える課題を把握し、地域内外の人や資源をつなぎ、解決に向けて地域をマネジメントできる人材を育成・確保する方向へ、支援のあり方を転換していく必要があると考えるが、市としての考えを伺う。
- ③ 今後、さらに高齢化が進むことが予想される中、買い物、通院、移動、独居高齢者への支援など、地域が抱える課題には、まちづくりという枠組みだけでは対応することが難しいものも増えてくるように思う。福祉や生活支援などの分野の人員、財源などの行政資源が限られる中、今後は、まちづくりと福祉を所管ごとに分けて考えるのではなく、連携し地域課題に向き合うことを強化させる必要があると考えるが、市としての考えを伺う。

(3) 浜田市にある価値と、これからの「人への投資」について

人口減少や少子高齢化が進む中、人口増加や企業誘致など、従来の成長を前提としたまちづくりだけでは、浜田市の将来を描くことは難しい。だからこそ、ないものを求め続けるのではなく、既に浜田市にある暮らしや環境、人とのつながりなどを見つめ直し、そこに新たな価値を見いだすことで、浜田で暮らす満足度を高めていくことにつながるのではないかと考える。

そのためには、地域課題を自ら見つけ、考え、行動する人が増えることが重要であり、そうした人材を育て、活動を支えることが結果として地域の新たな価値を生み、浜田に暮らすことの満足度を高めることにつながるものであり、そのためには人への投資が重要になると考え以下のとおり質問する。

- ① 人口増加や企業誘致など、従来の成長を前提としたまちづくりに加え、浜田に既にある暮らしや環境、人とのつながりなどの価値を見つめ直し、それを市民の暮らしの豊かさにつなげていくことを、今後のまちづくりの政策の柱の一つとして考えていくべきと考えるが、市長の考えを伺う。
- ② 今後、人口減少や高齢化の進行に伴い、福祉や生活支援など行政が担うべき分野に、より多くの人員や財源が必要となることが想定される。その一方で、住民が自ら考え行動し、地域課題に取り組むことができれば、限られた行政資源を必要性の高い分野に振り向けることにつながるかと考える。
「人への投資」を実効性のあるものにするため、地域で「やってみたい」と思う人を発掘し、その思いを具体的な活動につなげ、継続的に支援するための仕組みについて、行政組織に限らず、民間を含む多様な主体の活用や、他自治体の取組事例も参考にしながら、浜田市として検討する考えはないか伺う。

一 般 質 問 発 言 通 告 書

議席番号 21 番 氏名 西 田 清 久

答弁を求める者 市長 教育長 監査委員 選挙管理委員会委員長
(○をつける) 農業委員会会長 固定資産評価審査委員会委員長 公平委員会委員長

発言項目及び要旨

1 ブータン王国との今後のつながりについて

① 市長は今年10月に、美術教育支援の視察にブータン王国を訪問されるが、ブータン王国と浜田市とのつながりは、石州和紙のつながりから始まって現在までに築かれた絆も多くあると思う。どのような展望をもって訪問されるのか所見を問う。

2 終活支援条例・おひとりさま支援条例について

① 会派視察で訪問した神奈川県大和市では、近年社会問題となっている高齢者の孤立や身寄りのない方々の増加により、「おひとりさま支援課」を設置し、事業を推進していく中で、「終活支援条例」、「おひとりさま支援条例」を制定し、高齢者などのおひとりさまが、孤立することなく日々の生活を送れるようにされている。

浜田市においても同様の環境にあると思うが、条例制定について所見を問う。

3 浜田市の医療 MaaS とオンライン診療の実現について

① 医療 MaaS については、医師不足や財政面での課題があると思うが、オンライン診療の可能性は高いと思う。国保診療所等を活用したオンライン診療ネットワークを構築する考えはないか問う。

4 浜田市にあるもの（資源）を最大限活用する取組について

(1) リハビリテーションカレッジ島根について

① リハビリテーションカレッジ島根については、中国電力三隅火力発電所とともに旧三隅町が誘致し、平成10年にオープンした福祉系の学校であるが、さまざまなことを乗り越えて現在がある。経営的には極めて厳しい環境にあると思うが、約200名の学生が浜田に通い、暮らし、また地域の要望には積極的に協力されている。

理事、経営陣もかなり変わられたが、市としてのリハビリテーションカレッジ島根の存在をどのように認識しているのか問う。

(2) 美又温泉うるるのオープンについて

① 「美又温泉うるる」が12月にオープン予定だが、新たな地域資源の魅力を最大限発信し、地域内外の多くの観光客にも来訪の期待が大きい。

観光客の期待を裏切らないためにも、飲食やソフト面のサービス『おもてなし』の提供が重要に思うが、市の考えを問う。

(3) 浜田市の生活文化資源の価値について

① 8月下旬に3泊4日で一般財団法人「日本国際協力センター」のマネジメントで日本政府（外務省）が推進する青少年交流事業が行われた。浜田市には、エジプトから高校生25名が訪れホテルや民泊で浜田の文化や田舎暮らしを体験した。

アフリカの次世代を担う青年が、交流を通じて日本人との相互理解を促進することを目的に行われた事業だが、浜田を選ばれたことについて市長の所見を問う。

(4) 浜田遺産制度の制定について

① 岩手県遠野市の「遠野遺産制度」は、市民自らが地域の有形・無形の宝を発掘し、次世代へ継承することを目的として創設された制度で、市民参加型の文化財保護・地域づくりの施策として全国的にも注目されている。

国や県の指定文化財とは異なり住民の愛着や主体的な保護・活用を重視する「ボトムアップ型」の地域遺産であり、浜田市としても大変参考になる制度であると思うが、所見を問う。

令和 8 年 8 月 4 日
17 時 12 分 受付

一 般 質 問 発 言 通 告 書

議席番号 12番 氏名 川上 幾雄

答弁を求める者 (○をつける) 市長 教育長 監査委員 選挙管理委員会委員長
農業委員会会長 固定資産評価審査委員会委員長 公平委員会委員長

発言項目及び要旨

浜田市の財政運営については、行政評価、行革大綱、決算、予算、財政指標など、市が公表した資料を総合すると、表面上は健全に見える一方で、公共施設更新、人口減少、災害対応、社会保障費増、金利上昇など、複数の財政リスクが同時に進行していることが明らかである。市民生活の基盤である財政が、今後も持続可能であるのか、素直に「大丈夫なのか！？ 浜田市の財政は」という点について、具体的な考えと方針を問う。

1 浜田市財政の現状認識とリスクの総点検について

(1) 財政指標は健全だが、将来リスクが急拡大している状況について

- ① 令和 10 年以降に集中する公共施設更新の本格化が見込まれる。今後の実質公債費率・将来負担比率の悪化可能性についての認識を問う。
- ② 災害防除対応やインフラ更新のための起債依存が強まっている。起債依存の増加をどのように評価しているかを問う。
- ③ 地方債の利率上昇は今後の財政運営に確実に影響する。長期金利上昇の影響とリスクを財政計画に織り込んでいるかを問う。

(2) 返済財源（基金）の減少と脆弱化について

- ① 公債費ピークに備えるべき基金が減少していることは、極めて危険な状況といえる。減債基金の積み増し方針について問う。
- ② 令和 8 年度予算では、財政調整基金繰入が大幅増となり、基金依存が強まっている。基金依存の現状をどのように評価しているのかを問う。
- ③ 財政調整基金は本来「年度間の財源調整」が目的だが、近年は恒常的な財源補填に使われている。この使い方は財政規律を緩め将来の財政危機を生みかねない。財政調整基金の適正な運用方針を問う。

2 公共施設更新とインフラ長寿命化の財政負担について

(1) 公共施設更新と財政負担について

- ① 美川小学校建替え・金城支所移転など個別の対応はこれまでなされてきたが、これは更新期の序章にすぎず、本格的な更新はこれから到来する。更新期のピークに向けた財政見通しを問う。

- ② 公共施設の大半が築 30 年超であり、今後の更新には数百億円規模になる可能性がある。この更新費をどのように財政計画に織り込んでいるのかを問う。
- (2) 災害リスクと地元土木事業者への配慮について
- ① 異常気象が多発する今日、浜田市でも災害が発生する可能性は高く、災害対応のための投資は不可避であり財政負担は重くなっている。災害対応投資の長期的な財政影響を問う。
 - ② 人口減少により、地元建設業の施工能力は低下しており、災害時の即応性を確保するために地元企業の維持が不可欠である。地元企業の施工能力維持のための発注方針を問う。
 - ③ 発注量の年度間変動が企業の経営を不安定化させ、中期的な発注計画の提示が求められている。年度間の発注標準化の取り組みを問う。

3 自主財源の確保と人口減少の影響について

- (1) 自主財源の確保の現状について
- ① ふるさと寄附は大きな財源だが、返礼品競争の激化で将来の伸びは不透明である。寄附依存のリスクをどう見ているのかを問う。
 - ② 令和 8 年度の市税が減となり、人口減少が税収を直撃している。税収減への対応策を問う。
 - ③ 市有財産の売却は一時的であり、継続的な財源にはなり得ない。資産活用の方針を問う。
- (2) 人口減少の財政影響について
- ① 2020 年から 2025 年で約 5,000 人減少し、生産年齢人口は 2050 年には約 43%まで低下すると予測されている。人口減少の財政影響をどのように見込んでいるのかを問う。
 - ② 民生費の増加は、今後も避けられない状況である。社会保障費増への対応策を問う。
 - ③ 地方交付税の減少は今後も続く可能性がある。交付税減少への備えを問う。

4 ソフト事業の拡大と財政規律について

- (1) ソフト事業の拡大と財源確保について
- ① 子育て支援・福祉・地域活動支援などソフト事業が増加している。ソフト事業拡大の財源確保策を問う。
 - ② 新規事業が増える一方、廃止事業が少なく、財源調整が追い付いていないと思われる。今後のスクラップ・ビルドの具体策を問う。
- (2) 財政運営の基本姿勢について
- ① 人口減少・災害対応・公共施設更新が同時進行する中、事業の優先順位付けが必要となる。優先順位の考え方を問う。
 - ② 基金依存・起債依存が強まる中、財政規律の維持が重要である。財政規律を担保する内部ルールを問う。
 - ③ 財政の厳しさを市民へ正確に伝える必要がある。財政運営の基本姿勢を市民へどう示すのかを問う。

令和 8 年 7 月 24 日

9 時 18 分 受 付

一 般 質 問 発 言 通 告 書

議席番号 17 番 氏名 岡 本 正 友

答弁を求める者 ☐市長 ☐教育長 監査委員 選挙管理委員会委員長

(☐をつける) 農業委員会会長 固定資産評価審査委員会委員長 公平委員長

発言項目及び要旨

1・人口減少社会に対応した持続可能なまちづくりについて

わが国では、人口減少と少子高齢化が進む中、地方自治体には、限られた財源や人的資源を有効に活用し、将来にわたり持続可能な行政運営を進めることが求められている。本市においても、人口減少を見据えたまちづくりと市政運営は重要な課題である。

また、市長は市民との対話を重視した市政運営を掲げており、人口減少時代だからこそ、市民との対話を通じて課題や将来像を共有し、協働によるまちづくりを進めることが重要であるとする。以上の観点から質す。

(1)市民との対話を踏まえた今後の市政運営について

先日開催された「市長と語る会」では、人口減少への危機感をはじめ、行政運営、一次産業、教育、医療、観光、駅前整備など、市政全般にわたる多くの意見や提案が寄せられた。中でも、昨年度の出生数が200人を下回る中、公共施設整備の見直しや行政のスリム化など、人口減少を見据えた市政運営を求める意見が印象的であった。以上を踏まえ、市長の考えを伺う。

- ① 人口減少が加速する中、今後の市政において最も優先して取り組むべき施策をどのように位置付けているのか問う。
- ② 市長と語る会で出された意見を、今後どのように政策へ反映していく考えか問う。
- ③ 人口減少が進む中で、大型事業の必要性や優先順位について、市民の理解と合意形成をどのように図っていく考えか問う。

(2)誰もが安心して暮らせる終活支援（おひとりさま支援条例）について

先般、神奈川県大和市を視察し、「終活支援条例」や「おひとりさま支援」の取組について学んだ。身寄りのない高齢者や単身世帯の増加は、本市においても今後ますます大きな課題になると考える。また、私自身も高齢者の方々から、墓じまいや家じまい、人生の最終段階に向けた準備について相談を受ける機会が増えており、不安を抱える市民は少なくないと感じている。誰もが安心して人生の最期を迎えられるよう、終活を支える環境づくりが必要であると考え、以下について問う。

- ① 本市における単身高齢者及び身寄りのない高齢者の現状をどのように認識しているか問う。
- ② 終活支援相談やエンディングノートなどの取組について、市民への周知・普及をどのように進めていく考えか問う。
- ③ 大和市のような「おひとりさま支援」の仕組みを研究し、本市版の支援制度を構築する考えはないか問う。

(3)地域遺産を活かしたまちづくりについて

岩手県遠野市では、「地域遺産制度」を創設し、文化財だけでなく、地域住民が守り伝えてきた風景や祭り、建物、生活文化などを地域の財産として位置付け、住民主体による保存・活用を進めている。本市においても、前市政で地域のお宝を掘り起こし、まちづくりに生かす取組が進められたが、その成果が現在の市政にどのように継承・活用されているのか見えにくい状況にある。人口減少が進む中、地域の歴史や文化を次世代へ継承し、地域活性化につなげる取組は重要であると考え、以下について問う。

- ① 本市は県内 8 市と比較して指定文化財が少ない状況にあるが、地域に埋もれた歴史・文化資源をどのように掘り起こし、保存・活用していく考えはあるか問う。
- ② 遠野市の地域遺産制度のように、市民参加による地域遺産登録制度を創設する考えはあるか問う。
- ③ 前市政で取り組んだ「浜田のお宝」の調査成果を、現在の市政や地域づくりにどのように生かしているか問う。
- ④ 昨年度の「石州浜っ子夏まつり」では、地域の盆踊りなど伝統芸能を一堂に集めた取組が行われたが、一過性のイベントに終わらせることなく、地域文化の継承や担い手育成につなげるため、今後どのような施策を展開していく考えか問う。

令和8年 8月19日

13時51分 受付

一般質問発言通告書

議席番号 15 番 氏名 小川 稔 宏

答弁を求める者 (○をつける) 市長 教育長 監査委員 選挙管理委員会委員長
農業委員会会長 固定資産評価審査委員会委員長 公平委員会委員長

発言項目及び要旨

1 「戦後81年」以降の平和教育について

これまでの81年間、日本では戦争がなく平和な社会が保たれてきたが、安全保障環境の変化と世代交代が進む中で、戦争観も変化してきている。

安全保障関連3文書の年内改定により、国是とされてきた非核三原則の見直しを取りざたされるなか、「非核三原則の堅持を求める意見書」の国会への提出が急増し、7月28日までに36都道府県、128の自治体議会から提出されているとの報道もある。

新たな戦前という言い方もされるいま、国会周辺などで行われているデモでは、戦争反対や憲法守れという声も大きくなっている。歴史的事実を踏まえ、過ちを繰り返さない決意と不戦の誓いのもと、世界の恒久平和実現に向けた努力が求められている。

戦後81年、憲法や平和教育の果たした役割は大きいですが、国際法や国際秩序が軽視され武力行使を伴う侵攻が続く情勢の中で、これまでも増して重要となることから改めて平和教育の意義を問うため、以下質問する。

(1) 学校教育における平和教育の現状と課題について

- ①戦後日本の平和と民主主義において、学校教育が果たした意義について伺う。
- ②政治的中立が強調される中で、教育現場での平和教育の萎縮や形骸化が懸念されるが、実態把握を含め現状について伺う。
- ③戦争の歴史や憲法の立憲主義の考え方はどのように扱われているのか伺う。
- ④児童生徒が戦争や平和について議論できる場や環境は確保されているのか伺う。

(2) 戦争に対する歴史認識と教育の立ち位置について

- ①侵略戦争か自衛の戦争かなど歴史的事実を子どもたちにどのように伝え、平和構築に向けた思考力を育んでいるのか伺う。
- ②子どもたちから「なぜ戦争がなくならないのか」といった質問があった場合に、どのような説明がされるのか伺う。
- ③社会教育の場で平和教育を学ぶ機会を提供する考えはないか伺う。

(3) 核兵器禁止条約や非核三原則に対する考え方について

- ①非核三原則と核兵器禁止条約に関する教科書での扱いや考え方について伺う。
- ②被爆アオギリ二世や青い目の人形などはどのように活用されているか伺う。
- ③被団協などの活動状況や支援についての考え方を伺う。

2 地域経済の持続的発展について

毎年人口は減り、まちの活気や魅力が失われつつある。山陰道の整備が進み、休日には家族連れで益田や出雲に出かける家庭も多く、浜田で稼いだお金が他市で使われ、地域に回らない状況は、地域経済に様々な悪影響をもたらしていると思われる。

日常生活に関わりの深い小売業の現状や課題については一般質問でも多く取り上げられてきたが、人口が減っても地域経済が縮小しない浜田を目指す必要があると考える。今年度は、次期浜田市総合振興計画の策定期間でもあることを踏まえ、地域の持続的発展の観点から商工業振興について取り上げる。

(1) 浜田商業圏における地域経済の現状と問題点について

- ①市民消費が他市に流出しているという感覚がある。浜田市民が他市に落とす消費額など市民の購買動向調査をどこまで詳細に把握・分析しているのか伺う。
- ②浜田市の小売業などの売上げ、事業者数の推移についての把握、他市との比較、分析状況について伺う。
- ③令和8年度は第2次総合振興計画の最終年度であるが、「商工業の振興」における企業支援や事業承継、BUY浜田運動の地域内経済循環への効果などの評価と総括について伺う。

(2) 地域経済の市民感覚と市の施策との乖離について

- ①浜田は魅力ある街だと思っている市民は少ないと感じるが、魅力ある街にしておくための経済施策をどのように進めるのか伺う。
- ②県立大学生が卒業後、浜田で暮らしてもらえるかの意向調査と理由の把握、大学のある町としての優位性を生かす施策の推進について伺う。
- ③浜田商業圏には外から新しい人や企業が入りにくい構造があるのではないかとこの危惧や指摘がある。行政として開放性や新規参入の促進に向けた支援・環境整備についての考えを伺う。
- ④市内の消費販売額と事業者数を増やすには、浜田で消費したくなる理由を増やすことが重要と考えるが、市の考え方を伺う。

(3) 地域経済の好循環を作るための仕組みについて

- ①「ギャル課」「JK課」「Z世代課」などを設置する自治体もある。若者の意見を取り入れる仕組みや、新たな部署の設置についての考えを伺う。
- ②浜田市の未来を考え課題の共有を図るために、市民、行政、経済界、大学、若者等と一緒に議論できる市民会議のような場が有効と思うが、市の認識を伺う。

令和8年8月20日

11時29分 受付

一般質問発言通告書

議席番号 9 番

氏名 大谷 学

答弁を求める者

市長 教育長 監査委員 選挙管理委員会委員長

(○をつける)

農業委員会会長 固定資産評価審査委員会委員長 公平委員会委員長

発言項目及び要旨

1. 温泉の振興について

(1) 入湯税の減少の分析について

- ① 「統計はまだ」によると平成27年度に18,922,800円あった入湯税は年々減少し、令和7年度には3,385,000円で約6分の1まで落ち込んでいる。割合では市税全体の0.25%から0.03%である。この変化の現状についてどのように分析しているか認識を伺う。
- ② 目的税である入湯税は、具体的にどのような温泉振興に活用してきたのかを伺う。

(2) 「美又温泉うるる」の入浴料金について

- ① 料金設定はどのような考えによるのか伺う。

(3) 温泉法改正に伴う対応について

平成19年に衛生上の観点や温泉利用者の温泉への信頼の確保の観点から温泉利用事業者に対して温泉成分の10年ごとの定期的な分析と、その結果に基づく掲示内容の更新が義務付けられ平成21年末が対応期限であったが、対応できている施設はほとんどない。

- ① この現状についての認識を伺う。
- ② 温泉分析の経費を補助し、法律を遵守させる必要があると思うが、認識を伺う。
- ③ 浜田市全体で掲示方法をわかりやすく統一する必要があると思うが、認識を伺う。

2. 道の駅 ゆうひパーク浜田について

(1) 6月定例会議後の対応の状況について

- ① 進展した項目、進展していない項目は何か、現状を伺う。

(2) 道の駅としての情報発信機能の強化について

- ① 観光地等への誘客や誘導に向けての関係者間における役割分担などの準備状況について現状を伺う。

(3) 利用者増への工夫について

- ① 益田市の持石海岸にあるレストランは、1人当たり 3000 円以上の食事を予約したグループには、タクシーを用いて約 7 km離れた益田駅近くまで無料で送るというサービスを行っている。ゆうひパーク浜田においてもこのような利用者増への工夫と挑戦を今後提案すべきと思うが、その認識を伺う。

3. 建替え予定の浜田郷土資料館について

(1) 世界こども美術館に増設する案について

- ① メリットとデメリットをどのように認識しているか伺う。
- ② 収蔵庫の面積は何㎡で、既存の施設の何倍の規模の予定か、その計画を伺う。

(2) 隣接する海のみえる文化公園の活用状況について

- ① 令和 7 年度の公園の活用・使用状況を伺う。
- ② 園内にある野外劇場の整備費を伺う。
- ③ 野外劇場を使用したイベント回数及び動員人数を伺う。

(3) 隣接する海のみえる文化公園を増設・建替え候補地とする提案について

劇場におけるステージとそのバックヤードの適切な広さは、ステージの広さに対して 1 倍から 1.5 倍程度とされ、歴史文化財展示施設においても、展示部分の面積に対する収蔵庫部分の広さは、同面積からその 1.5 倍程度とされるのが一般的である。さらに収蔵庫は調湿調温ができる空調設備のある部屋と、それ以外の部屋にレベルごとに分ける必要もある。しかも、展示室と収蔵庫と資料調査室などは仕事上同じフロアにあるべきだが、こども美術館増設案では、展示室は増設した建物の 1 階で、収蔵庫は美術館の主に 3 階に計画され、同じフロアになっておらず、学芸員が資料調査をする研究室もない。学芸員の研究意欲の低下や他の重用される博物館等への転職に繋がりがかねない。小中学生に対してレクチャーする講義室もないなど、資料館としての形を成していない案である。機能を重視し必要な収蔵庫等の部屋を確保するためには、一定の面積を確保する必要がある。こども美術館に隣接する海のみえる文化公園を候補地とすることは、その意味において最適と考える。

- ① 新たな土地取得はなく土地の有効活用度が増す。収蔵庫などの保存や研究の機能が確保できる。美術館に隣接するので一体的運営ができる。高台なので大麻山・港・浜田城や日本遺産の外ノ浦など歴史的景観を一望して実感できる。県立大学生との連携がしやすいなど、利点が大きいので候補地として研究してみてはどうか、市の見解を伺う。

一般質問発言通告書

議席番号 3 番

氏名 岡山 令子

答弁を求める者
(○をつける)
員長

市長 教育長 監査委員 選挙管理委員会委員長
農業委員会会長 固定資産評価審査委員会委員長 公平委員会委員長

発言項目及び要旨

1 こどもの権利条例制定を見据えた子どもの活動支援について

浜田市では現在、こどもの権利条例の制定に向けた取組が進められている。

こどもの権利条例は、子どもを権利の主体として位置付け、子どもが安心して成長し、自分らしく生きることのできる社会を実現するための重要な基盤となるものである。

一方で、全国の自治体における子どもの権利に関する条例を見ると、条例の理念を示すだけでなく、子どもの意見表明や社会参加、子ども自身の活動を支えるための具体的な仕組みや財政的支援を設けている自治体もある。

条例を制定すること自体を目的とするのではなく、条例に掲げた「子どもの権利」を、子どもたちの日常の中で実感できるものとしていくためには、子ども自身がやりたいことを考え、挑戦し、地域や社会に関わる活動を支援する仕組みが必要であると考えます。

そこで、こどもの権利条例制定後に、その理念を具体的な施策につなげ、子どもの主体的な活動を支援していくための取組について伺う。

(1)こどもの権利条例制定後の具体的な施策について

① こどもの権利条例の制定後、条例の理念を具体的な施策にどのようにつなげていく考えか伺う。

② 子どもの意見表明や社会参加だけでなく、子ども自身が主体となって行う活動やチャレンジを支援する必要性について、市はどのように考えているか伺う。

(2)子どもの主体的な活動への支援について

① 子どもたちが自ら企画し、地域活動や文化活動、交流活動などに取り組む際に、活動費等を支援する「子どもの活動支援補助金」のような制度を創設する考えはあるか伺う。

② 子ども自身の「やってみたい」という思いを起点とした活動を支援するため、既存の補助制度とは別に、子どもを対象とした柔軟な支援制度を設ける考えはあるか伺う。

③ 子どもの活動支援を行う際、子ども自身が企画・申請・実施・振り返りまで主体的に関わる仕組みを取り入れる考えはあるか伺う。

(3) 条例を理念に終わらせないための仕組みについて

① 条例に掲げる子どもの権利を、子どもたちが実際に「権利が保障されている」と実感できるものにするため、条例制定後の具体的な取組をどのように検証していくのか伺う。

② 子どもの活動支援について、子ども自身の意見を聴きながら制度をつくり、継続的に改善していく仕組みを設ける考えはあるか伺う。

2 「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクトについて

浜田市では、「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクトが採択され、国の補助制度を活用し、交通空白の解消に向けた地域交通の各種分析や公共交通事業者へのヒアリング等を行うこととなっている。

本事業では、交通事業者や地域住民を交えたワークショップ等を通じて、地域交通の課題を整理し、具体的な実証・実案につなげていくことが示されている。

地域交通の再構築を進める上では、行政や交通事業者が交通サービスを提供する側として検討するだけではなく、実際に地域で暮らし、交通を利用する住民自身が、現在どのような移動に困っているのか、将来どのような交通が必要になるのかを考え、主体的に議論に参加することが重要である。

特に、地域住民が自分たちの地域の交通について考える機会を設けることは、単に交通施策への意見を聴取するだけでなく、地域交通を「行政や交通事業者に任せるもの」から「地域で一緒に考えるもの」へと転換していくきっかけにもなると考える。

そこで、本事業における住民参加のあり方と、地域住民が主体的に地域交通について考え、交通事業者や行政と対話する機会の創出について伺う。

(1) ワークショップの実施内容について

① 本事業において予定されている、交通事業者や地域住民を交えたワークショップについて、現在どのような内容、参加者、開催方法を想定しているのか伺う。

② ワークショップでは、現在の交通に対する困りごとや利用実態だけでなく、将来的に地域にどのような交通が必要になるのかについても、住民とともに検討する考えがあるか伺う。

(2) 地域住民の主体的な参画について

① 地域住民を単に意見を聴く対象とするのではなく、地域交通をとともに考える「当事者・主体」として位置付ける考えがあるか伺う。

② 地域ごとの交通課題や将来の生活を住民自身が考え、交通事業者や行政と対話する機会を、今回の事業を契機として設けていく考えがあるか伺う。

③ ワークショップ等で出された住民の意見や提案を、今後の地域交通の実証や具体的な施策にどのようにつなげていくのか伺う。

3 市民から寄せられた意見へのフィードバックのあり方について

浜田市では、市長直行使や市長と語る会など、市民から市政に対する意見や提案を聴くためのさまざまな仕組みが設けられている。市長直行使についても、寄せられた意見を市長が確認し、担当部課において対応を検討した上で、回答を行う仕組みとなっている。

また、現在も市長直行使について、寄せられた意見とその回答を市ホームページで公表している。

一方で、市民から寄せられた意見が、その後どのように市政の改善や事業の見直しにつながったのかについては、市民から見ても分かりにくい状況にあるのではないかと考える。

市民が意見を届けることの意義を高めるためには、「意見を聴く」「回答する」だけでなく、「その意見によって何が変わったのか」を市民にフィードバックすることが重要である。

市民の声を政策や事業の改善につなげ、その成果を市民に分かりやすく伝えることは、市民の行政への信頼を高めるだけでなく、市民のまちづくりへの参画を促すことにもつながると考える。

そこで、市民から寄せられた意見を、回答で終わらせるのではなく、その後の改善や成果まで含めてフィードバックする仕組みについて伺う。

(1)市民の意見が市政に反映された事例について

① 市長直行使などを通じて寄せられた市民の意見・提案について、実際に事業や制度の改善、見直しにつながった事例を、市としてどの程度把握しているのか伺う。

② 市民から寄せられた意見によって、市政や行政サービスがどのように変わったのかを、市民に分かりやすく示す必要性について、市はどのように考えているか伺う。

(2)市民の声を「改善事例」として発信する仕組みについて

① 現在の市長直行使における「意見」と「回答」の公表に加え、「市民の声を受けて、このように改善しました」という形で、改善事例を市ホームページや広報紙等で発信する考えはあるか伺う。

(3)市民の声を市政参加につなげる仕組みについて

① 市民から意見を聴き、回答するだけでなく、「意見を聴く→検討する→改善する→結果を市民に伝える」という一連のサイクルを構築する考えはあるか伺う。

② 市民が「自分の声によってまちが変わった」と実感できることが、市民の市政への参画や主体的なまちづくりにつながると考えるが、市の見解を伺う。

一 般 質 問 発 言 通 告 書

議席番号 22 番 氏名 川神 裕司

答弁を求める者 ☐ 市長 ☒ 教育長 監査委員 選挙管理委員会委員長
(○をつける) 農業委員会会長 固定資産評価審査委員会委員長 公平委員会委員長

発言項目及び要旨

1. 人口減少・社会変化に対応する教育環境の再構築について

(1)人口減少に伴う学校統合・小中一貫校に対する浜田市のスタンスについて

- ①文部科学省「公立小中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」が 2015 年に示されている。今後、学校統合審議会で議論する場合、市としては教育的観点やコミュニティの核としての性格への配慮をはじめ、どのような「学校統合基準」を設けているのか伺う。
- ②文部科学省「令和 5 年度学校規模の適正化及び少子化に対応した学校教育の充実策に関する実態調査」が 2023 年に実施されている。その中で学校規模の適正化を図る上での課題・懸念事項が全国規模で示されたが、当市にとっての課題はどう捉えているのか伺う。
- ③現在の児童生徒数だけを視野に入れて統合を実施すると、10 年後、20 年後に再び統合問題が発生する可能性がある。小中一貫教育等も視野に入れた、今後 20 年程度を見据えた学校再編計画を策定する必要があるのではないか、教育長の所見を伺う。

(2)デジタル社会を生きる力を育む教育戦略について

- ①小中学生の SNS 利用は低年齢化が進み、小学生高学年で 62%、中学生で 95%と驚きの数字が報じられた。その結果、犯罪被害の危険、SNS 依存と睡眠不足、ネットいじめや誹謗中傷、個人情報流出等子どもたちの安心環境が揺らいでいる。現在当市の小中学校では SNS、情報モラル教育をどのように実施しているか、適正使用に関する方針を伺う。
- ②学校現場において、授業における生成 AI の活用範囲、教職員自身の AI 活用能力の向上等課題は山積している。教育委員会として、生成 AI の学校現場での活用について、統一的な基本方針やガイドラインを策定しているのか、もしくは策定する考えはあるのか伺う。

(3)危機管理能力としての水泳教育の推進について

- ①全国的な子ども達の泳力調査で、小学 6 年生を対象に調査を実施した結果が報じられた。その結果、クロールで 25m を泳げる児童が過去ピーク時は全国で 80%強に対して、現在は 40%強に留まっており、問題視されている。当市における児童生徒の泳力評価について伺う。
- ②文科省も 2026 年 2 月、「持続可能な水泳授業の実施に向けた資料」を示し、多角的に水泳授業の在り方を検討する必要があるとしている。たしかに泳力向上は必要だが、海に面した当市として、水泳教育を、水難事故から自らの命、他者の命を守る危機管理教育として強力に推進すべきではないか、所見を伺う。

(4) 早急な学校体育館の空調整備について

- ① 猛暑が続く近年、学校体育館に空調設備の設置を検討する自治体が増加。また全国で災害が増加する状況下で、学校体育館が避難所に指定されていることも多い。当市もライフラインが停止した場合でも空調・照明が使用できる空調等整備計画策定が至急必要ではないか、所見を伺う。
- ② 熱中症対策と避難所機能の向上の両面から、体育館の環境改善を目指すことが求められる。そうすると熱中症対策として教育総務課、避難所としての安全向上対策として総務課の両課連携チームで計画立案、予算要求を行うのが望ましいのではないかと、所見を伺う。

(5) 不登校児童生徒の多様な学びを保障する教育環境の構築について

- ① 本市において、フリースクール等学校外の民間施設に通う不登校児童生徒について、施設での活動を指導要録上の「出席扱い」としている実績があるのか。もしそうであるなら、その判断はどのような「基準」で行っているのか伺う。
- ② 不登校の子ども達にとって、「学校に行けたか？」ではなく、「どこで、どのように学び、社会と繋がりを持てているか？」ではないのか。そうであるなら、フリースクール等で懸命に学んでいる子ども達の努力を学校教育として適切に評価する仕組みを整えるべきと思うが、所見を伺う。

2. 魅力あふれる文化都市の実現について

(1) 地域文化を誇る市民意識の醸成について

- ① 市民憲章の中に示されている「文化の薫るまち」を市長はどうイメージしているか伺う。
- ② 浜田市の魅力あふれる都市の実現のためには、ユネスコ世界遺産の石州和紙文化、日本遺産や大名行列等、地域が誇る様々な文化を地域住民が心から誇り、育てていく環境整備と市民意識の醸成が不可欠である。本市の地域文化を次世代の子どもたちが、「自分たちの誇り」と感じられる文化として育てていくため今後どのような戦略を描いていくのか所見を伺う。

(2) 石見神楽振興に関する具体的アプローチについて

- ① 先日東京富岡八幡宮の深川祭に浜田市から旭町の社中に参加いただき、浜田市の石見神楽の魅力を存分に伝えていただいた。そこで、県外、海外公演により触発された地方誘客、それに伴う経済効果を可能な限り調査し、観光戦略に活用できないか所見を伺う。
- ② 石見神楽による「攻め」の観光戦略は、当然のことながら石見神楽を未来に繋げる文化伝承事業にかかっている。つまり人口減少の中での後継者育成が極めて重要である。今後、市として「石見神楽の郷づくり」の根幹である「後継者育成」に対する具体的施策について伺う。
- ③ 石見神楽関連ものづくりに対する文化財指定については、最近、石見神楽蛇胴の市文化財指定以降、具体的動きが見えない。先日、石見神楽振興議員連盟として、文化財保護に精通している方を講師に文化財指定に関わる研修会を開催し、指定の重要性を再認識した。指定までの作業効率化に関しても示唆を受けたが、改めて文化財指定までのロードマップ策定に対する所見を伺う。

(3) 石見神楽保存・伝承拠点基本構想の決定過程と市民の合意形成について

- ① 現在策定が検討されている基本構想は、長年議論を重ねてきた石見神楽保存・伝承の一つの到達点であると同時に、これからの議論の出発点と考える。市長が年度内に方向性を示すとした構想に伴う重要な市民アンケートの内容に関して、業者が積算した 31 億円という整備費が独り歩きをしている。このアンケートの設問設計が適正であると認識しているか伺う。
- ② 仮にアンケートの設問や情報提供の方法について、市民から回答を一定方向に誘導しているのではないかと指摘があった場合、市長はそのアンケート結果をそのまま民意として受け留めるのか。それともアンケートの設計自体の妥当性を検証した上で判断するのか伺う。

発言No. 13

受付No. 21

令和 8 年 8 月 20 日
13 時 56 分 受付

一 般 質 問 発 言 通 告 書

議席番号 5 番

氏名 花田 香

答弁を求める者

☐ 市長

☐ 教育長

監査委員 選挙管理委員会委員長

(○をつける)

農業委員会会長 固定資産評価審査委員会委員長 公平委員会委員長

発言項目及び要旨

この夏よりこどもの権利条例の制定に向けて、市も目に見えて動き始めたところだと思
う。これについて進捗状況、今後の見通しなどについて伺う。

1 こどもの権利条例制定について

(1) キックオフイベントについて

① キックオフイベントはどのような内容だったのか伺う。

② キックオフイベントで集まった「子どもの生の声」を市はどのように受け止め、

今後の条例素案に反映させるかを伺う。

③ このような子どもの声を聴く場面は今後どのように設定されるか伺う。

(2) 子どもがまちづくりに参画することについて

- ① 参画を広げていくための体制についての考えを伺う。
- ② 今後の他部局との連携、また意識の醸成についての考えを伺う。
- ③ 子どもファンドなど、実際に子ども自身が企画することを応援する考えはないか伺う。

2 各種ワクチン接種と健康被害について

これまで「次世代を担う子どもの権利、未来を守る」ために私は様々な質問をしてきたが、実際に浜田市は子どもの体の健康を守る責任を果たしているか、という点について伺う。

本年6月の定例会議においては、新型コロナウイルスワクチン接種に伴う健康被害の実態、及び新たなレプリコンワクチンを含むリスク情報について、市としての誠実かつ積極的な情報提供を強く求めている。

まずはその後の進捗状況、またそのほかのワクチン接種に対する対応から伺う。

(1) 本市における子どもや妊婦対象の定期接種の状況について

- ① 4月より接種実績はどのような状況か伺う。
- ② 4月以降の各種ワクチン接種の対象者と、接種率はどのような状況か伺う。
- ③ ワクチン接種後の死亡、重篤な後遺症などの状況を把握しているか伺う。

(2) 各種ワクチンによる本市に寄せられた副反応等に関する相談状況について

- ① 相談件数はどの程度あったのか伺う。

② 市は訴えのあった方に、どのような支援を行っているのか伺う。

(3) 予防接種健康被害救済制度について

① 各種ワクチンによる健康被害の申請件数及び認定件数はどのような状況か伺う。

② 市は訴えのあった方に、どのような支援を行っているのか伺う。

(4) 市民への情報提供の方法について

① 6月以降の、副反応や健康被害救済制度についての市民への情報提供状況を伺う。

② 各種ワクチンの副反応の項目が日々増えているが、把握しているか、また市民に周知しているか伺う。

③ また、相談窓口の周知の状況を伺う。

3 オーガニックビレッジ宣言以降の取組と成果、今後の課題について

未来を担う子どもたちの健康を守り抜くことは、「外から入ってくる危険なものから守る」という視点と、元々人が持っている自己免疫力を高めて病気から身を守れるようにする、「内側から守る」という視点が大切である。

幸いにも、そのような考え方を持つ関係者の尽力により、我が浜田市は島根県初の「オーガニックビレッジ宣言」の誇りを持っている。

この令和5年の宣言以降の、オーガニックビレッジ浜田における『食と農』による免疫力向上の推進についての取組状況を伺う。

(1) オーガニックビレッジ宣言で目指したい姿について

① オーガニックビレッジ宣言により、浜田市はどのような自治体の姿を目指すのか市長に伺う。

② 今現在の浜田市は、その理想とする姿の何パーセント進んだと思われるか伺う。

(2) 食と農が安全なものに切り替わることのメリットについて

① 食と農が安全なものに切り替わることのメリットはなにか伺う。

② それを受けて、切り替えていくためには何が必要か伺う。

(3) 浜田市有機農業実施計画の進捗状況について

① 全体の計画の進捗状況を伺う。

② 他の自治体の良い事例など、参考にしている施策はないか伺う。

③ 新たな課題と対策について伺う。

(4) オーガニックビレッジ宣言についての市民の意識の醸成について

① オーガニックビレッジ宣言後、市民の意識が向上したと感じるか伺う。

② 意識の醸成を図るための考えがあるか伺う。

一般質問発言通告書

議席番号 7番

氏名 村木勝也

答弁を求める者

(○をつける)

市長

教育長

監査委員

選挙管理委員会委員長

農業委員会会長

固定資産評価審査委員会委員長

公平委員会委員長

発言項目及び要旨

1. 気象防災アドバイザー制度の導入による防災体制の強化について

令和8年熊本地震や各地で頻発する線状降水帯・局地的大雨を踏まえ、行政（公助）による迅速かつ確実な気象防災情報の発信や、災害減災に関する意思決定（避難指示の発令タイミングや庁内警戒体制の立ち上げ）の難しさが増す中、気象庁が認定する専門人材である「気象防災アドバイザー」の有益性が注目されている。

本制度の活用により、単に庁内（公助）の意思決定支援にとどまらず、出前講座や自主防災組織への助言を通じて、地域コミュニティ（共助）や市民一人ひとりの避難行動（自助）へ繋げていく今後の可能性について、以下の点について市の見解を伺う。

(1) 公助としての災害対応について

- ① 本年5月に気象庁の防災気象情報の見直しが行われ、避難情報との連動性が強化されたが、これを受けて市の避難判断マニュアル等の見直しや現場対応はどのように変わったのか伺う。
- ② 適切な避難情報を発令するための「気象情報の正確な解釈と予測」の高度化が課題となっている。本市における現在の気象情報分析体制の課題について、どのように認識されているか伺う。
- ③ 職員の専門性補完及び意思決定支援として、気象庁の「気象防災アドバイザー」制度に対する市の評価と認識を伺う。

(2) 共助・自助としての災害対応について

- ① 気象防災アドバイザーは、災害対応時のみならず、平時における職員研修や市民向けの出前講座、「マイ・タイムライン」作成指導など、地域全体の気象・防災意識向上にも大きく寄与すると考えるが、市の評価と見解を伺う。

② 本市では現在、本庁・各支所への消防職員の派遣、防災士資格を有する職員の配置、自衛隊 0B の任用など、非常に手厚い防災施策を推進されている。ここに「気象の高度な知見」を組み込むことで、地区防災計画の策定推進や自主防災組織の活性化（共助）、市民の避難行動や事前の備え（自助）を補完し、より強固な体制が構築できると考えるが、市の見解を伺う。

(3) 任用形態及び実効性のある運用体制について

- ① 気象防災アドバイザーの任用形態には、専任職員としての配置をはじめ、災害発生が見込まれる際の招へい、あるいは平時の研修会・講座等での単発委託など、様々な手法がある。本市の地域特性や施策規模に照らし、活用するならばどのような任用形態・協力体制が最も実効的かつ実現可能性があるかと捉えているか伺う。
- ② 激甚化・頻発化する気象災害に対し、専門人材の知見を活かした防災体制の構築は一刻の猶予も許されない。予算や体制整備を考慮し、次年度からの活用に向け、検討すべきと考えるが、今後の見解を伺う。

2. 有害鳥獣対策、とりわけ「熊対策」について

全国的に熊の市街地等への出没や人身被害が相次いでおり、本市においても市民の生命と暮らしを守るための対策強化が急務となっている。本質問では、行政が果たすべき役割（公助）、地域コミュニティでの共同対応（共助）、市民一人ひとりの被害回避行動（自助）の3つの視点から、本市の熊対策の現状と今後の取組について伺う。

(1) 浜田市の緊急銃猟をはじめとした対応の進捗状況（公助）について

- ① 改正法に基づく「緊急銃猟制度」について、本市における運用体制の整備状況と、島根県・警察・猟友会等との連携体制について伺う。
- ② 熊の出没が増加する中、通報受領から現場対応又は情報発信等までの初動体制や、休日・夜間対応を含めた現在の運用上の課題をどのように認識されているか伺う。
- ③ 地域の捕獲体制を将来にわたり維持・強化するため、猟友会への支援をはじめ、狩猟免許の取得支援や新規捕獲従事者の確保・育成に向けた市の方針を伺う。

(2) 地域での熊被害防止対策の補助事業の新設（共助）について

- ① 集落や自治会など、地域単位で取り組む熊被害防止対策に対し、市として現在どのような支援を行っているか伺う。
- ② 令和7年度まで実施されていた「鳥獣被害防止対策事業補助金（放置果樹の除去等への活動補助）」の実績や課題を踏まえ、これを再設計した市独自の新たな補助制度を創設する考えはあるか伺う。

(3) 熊が出没した場所のデジタル地図 (GIS) 公開による市民への注意喚起 (自助) について

- ① 市民一人ひとりが被害を回避できるよう、市として現在どのような情報発信や個人向けの支援 (公助) を行っているか伺う。
- ② 市公式ウェブサイト等において、出没日時・位置・クマの特徴等を地図上でリアルタイムかつ視覚的に確認できる「熊出没デジタルマップ (GIS)」を導入する考えはあるか伺う。
- ③ 通学路の安全確保に当たり、登下校見守り隊の方々に大変お世話になっている。この安全確保に際して、市として、熊の潜没場所となりやすい道路沿いの茂みや山林の伐採・刈払いについて、地権者への協力要請、又は市による伐採等有害鳥獣と人が暮らす「距離」空間整備も必要と考えるが、所見を伺う。

発言No. 15

受付No. 5

令和 8 年 8 月 17 日

8 時 3 分 受付

一 般 質 問 発 言 通 告 書

議席番号 14 番

氏名 串崎 利行

答弁を求める者 市長 教育長 監査委員 選挙管理委員会委員長
(○をつける) 農業委員会会長 固定資産評価審査委員会委員長 公平委員会委員長

発言項目及び要旨

1 農業の振興について

(1) 農業委員会制度について

- ① 農業委員と農地利用最適化推進委員の人数と活動内容について伺う。
- ② 農業委員は原則、認定農業者が定数の半数以上を占めることが要件であるが、認定農業者が年々減り、農業委員の確保に苦慮すると聞くと、市の状況を伺う。
- ③ 地域の農地を将来にわたり守るためには、行政、農業委員会、JA、地域住民が一体となった取組が不可欠と考えるが、農業委員会とどのように連携を強化し農業振興につなげていくか市の考えを伺う。

(2) 改正労災保険法について

- ① 小規模個人農家でも、人を雇えば労災保険の加入を義務付ける改正労災保険法が成立した。万一の事故に備える労災保険は、雇用主の経営責任であり、労働者と家族の安心に直結する。義務化する 2031 年度までに、農家への周知を徹底しなければならないが、市の考えを伺う。

(3) 農業機械の盗難について

- ① 農家の大切な相棒である農業機械や軽トラックの盗難が相次いでいると聞く。農作業への支障に加え、農業機械や軽トラックも価格が上昇している中で、盗難被害の経営への打撃は大きいと聞くと、市の状況を伺う。
- ② 将来的な市の考えを伺う。

(4) 耕作放棄地の対策について

- ① 耕作放棄地の面積の過去 5 年間の推移を伺う。
- ② 耕作放棄地の対策として、5 年後・10 年先を見据え、どの農地を守り、どの農地を再生し、誰に使ってもらうのかという具体的な戦略を持っているのか伺う。
- ③ 深刻化する耕作放棄地の解消に向け、ふるさと納税を活用する方法が他市で事例としてある。農地の草木伐採や整地に利用できるクーポンを、ふるさと納税に結び付けた新たな返礼品とされているが、市の考えを伺う。

(5) 農薬危害防止運動について

- ① ドローンによる薬剤散布が広がっていることや直売所出荷者など薬剤を扱う人も多様化している。被爆リスクに加え、出荷する農産物が残留農薬の基準値を超えれば産地全体の打撃となるが、農薬危害防止運動について市の状況を伺う。
- ② 将来的な市の考えを伺う。

2 8050 問題について

- ① 80 代前後の親が 50 代前後の子どもの生活を支え続け、困窮する「8050 問題」が深刻さを増し社会課題となっている。浜田市は、8050 問題に該当する世帯をどの程度把握しているか伺う。
- ② 相談支援について、福祉、介護、生活困窮、就労など関係部署がどのように連携し支援を行うのか伺う。

一般質問発言通告書

議席番号 13 番

氏名 柳楽 真智子

答弁を求める者

(○をつける)

市長 教育長 監査委員 選挙管理委員会委員長

農業委員会会長 固定資産評価審査委員会委員長 公平委員会委員長

発言項目及び要旨

1. ひきこもり支援について

(1) 実態把握について

- ①ひきこもりの実態把握については、これまでの一般質問の答弁では県が実施しているとのことであった。市として調査を実施することでより実態が見えてくると考えるが、現在の実態について伺う。
- ②浜田市では実態把握のために、民生児童委員、福祉関係者等と連携して、調査を行う考えがあるか伺う。

(2) 家族支援の充実について

- ①会派視察で宇部市のひきこもり支援について調査を行った。宇部市ではNPO法人「ふらっとコミュニティ」に委託され、ひきこもり支援の第一段階として家族支援を重視されており、家族がひきこもりや発達特性などについて学ぶ基礎講座に加え、毎月継続して実際の声掛けや接し方を学ぶ、実践的な家族心理教育を行っている。浜田市でも家族が本人との関わりを継続的に学べる、家族心理教育のようなプログラムを導入する考えはないか伺う。
- ②家族が一度相談窓口を訪れても、本人が相談を拒否していることなどを理由に、その後の支援につながらないケースも考えられる。本人が支援につながらない場合であっても、家族への相談支援を継続し、本人を支援に繋げる機会を待つ「伴走型」の支援が重要と考えるが、家族への継続支援の現状を伺う。

(3) 支援者の育成について

- ①宇部市では、ひきこもり支援について、本人や家族への支援だけでなく、民生委員やケアマネージャーなど地域で相談を受ける人たちの支援力向上に取り組んでいる。ひきこもりは、年齢、家庭環境、発達特性、精神疾患、経済的困窮など様々な要因が複雑に絡むため、最初に相談を受ける人が適切な知識を持っていることが重要である。浜田市においても、民生児童委員、地域包括支援センター職員、介護支援専門員、福祉関係者、学校関係者等を対象とした、ひきこもり支援に関する体系的な研修を実施されているか伺う。

- ②今回の会派視察で伺ったNPO法人「ふらっとコミュニティ」代表のお話は、支援側

や家族の対応による成功事例を含んでいて、より実践に役立つと感じたことから、是非とも浜田市の市民の皆様にも聞いていただき、ひきこもりに対する正しい知識と対応の在り方を知っていただきたいと考える。この代表を招いた講演会の実施ができないか伺う。

2. 疾病予防と健康寿命の延伸について

(1) 胃がん予防とピロリ菌検査について

- ①市として、ピロリ菌感染と胃がん発症との関連性及びピロリ菌感染を早期に発見することの意義について、どのように認識しているのか伺う。
- ②胃がん予防の観点から、ピロリ菌について市民にどのような情報提供や啓発を行っているか伺う。
- ③浜田市では現在、ピロリ菌検査の費用助成が行われている。40歳から64歳までの人で、令和3年度以降にこの事業で市の助成を受けていない人を対象に、検査費用に対して2,000円を助成するというものだが、事業開始から現在までの効果を含む利用実績について伺う。
- ④ピロリ菌感染により、慢性胃炎から萎縮性胃炎、そして胃がんへと進行することから、早い年齢で除菌した方がいいと考えるが、所見を伺う。
- ⑤今回特に提案したいのが、若い世代を対象としたピロリ菌検査である。佐賀県では中学3年生を対象とした検査に取り組んでいる。個々に検査を受けるよりも学校健診のような機会を利用して行うことで、普及啓発にもつながり、費用面も合わせ効率的に実施できるとの観点もあるようだ。将来の胃がんリスク低減につながる可能性があると思うが、中学3年生を対象としたピロリ菌検査を実施する考えはないか伺う。

(2) 糖尿病の重症化、失明、下肢切断の予防について

- ①糖尿病の合併症は、小さい血管が損傷を受けることから始まる。小さい血管の損傷によって腎臓が障がいを受けて透析、網膜が障がいを受けて失明、下肢が障がいを受けて切断などの合併症が起こっている。浜田市として、「人工透析への移行防止」「糖尿病網膜症による失明」「足病変・足切断予防」の重症化予防をどのように位置づけているか伺う。
- ②特に足病変は小さな傷の段階で発見することが重要で、見逃してしまうと短期間で悪化し、切断に至ってしまう危険性がある。これらの重症化について、市民に対する予防啓発や初期対応についてどのように取り組んでいるか伺う。

(3) 非結核性抗酸菌症と呼吸器疾患の予防・啓発について

非結核性抗酸菌症は、土壌や水系などの自然環境や、浴室のシャワーヘッド、水道の蛇口等に生息しており、非結核性抗酸菌を含むエアロゾルの吸入等により、灰の中に取り込まれる。一方で、吸入しても発症に至らない例があるため、発症は個々の免疫力や体質に依存すると考えられている。

- ①浜田市において、非結核性抗酸菌症について市民からの相談や、啓発を行った実績があるか伺う。
- ②非結核性抗酸菌症は人から人へ感染する病気ではないことを含め、病気について正しく理解してもらうことが、患者への偏見防止の面からも重要である。初めに述べたように、免疫力が低いとリスクが高まることから、高齢者や肺に基礎疾患がある人は特

に注意が必要である。9月24日から30日までの「呼吸器感染症予防週間」と同期間で非結核性抗酸菌症予防の啓発が行われることとなった。この期間で浜田市ではどのような啓発が行われるのか伺う。

- ③島根大学医学部には、日本結核・非結核性抗酸菌症学会の理事長を4年間務めた、磯部威(いそべたけし)名誉教授がおられる。このような専門医や関係学会とも連携し、市民講演会や広報などの啓発事業を行ってはどうかと考えるが、所見を伺う。

(4) 新型コロナウイルス感染症予防について

新型コロナウイルス感染症による死亡は、5類感染症になる前と後で変わっていない。死亡は80歳以上の方に集中しており、インフルエンザ感染による死亡の10から15倍となっている。新型コロナウイルス感染症がクラスターを作る性格は変わっておらず、特に高齢者施設などで暮らす方や透析患者などへの支援が必要との意見も伺っている。

- ①高齢者、特に施設利用者や透析患者等は、感染した場合のリスクが高く、集団的な医療を受けざるを得ない方について、市として重点的な情報提供や予防対策が必要と考えるが、その対策について伺う。

(5) 高齢者の低栄養・フレイル・骨折予防について

痩せ過ぎや低栄養によって筋肉量が減り、フレイルが進んで転倒や骨折に繋がる可能性がある。免疫力が低下することで肺炎などにもかかりやすくなる。

- ①高齢者の体重減少や低栄養リスクを早期に発見し、管理栄養士等の支援に繋げる体制は十分なのか伺う。
- ②高齢者の転倒・骨折による入院と、その後の要介護認定についてどのように分析しているか伺う。

(6) 予防への投資について

これまでピロリ菌、糖尿病、低栄養、フレイル、骨折などについて質問してきた。これらは早い段階で対策を講じれば、その後の重症化や入院、要介護状態への移行を防げる可能性がある。新しい検診や啓発事業を行えば支出は増えるが、一方で、その検診や啓発によって重症化を防ぐことができれば、国民健康保険や後期高齢者医療の医療費が減る可能性がある。

- ①市では現在、健康診査や保健事業にかけた経費と、その後の医療費・介護給付費の変化を関連付けて分析しているか伺う。

一 般 質 問 発 言 通 告 書

議席番号 4 番

氏名 遠藤 祐之

答弁を求める者
(○をつける)

市長 教育長 監査委員 選挙管理委員会委員長
農業委員会会長 固定資産評価審査委員会委員長 公平委員会委員長

発言項目及び要旨

先の熊本地震の教訓に学ぶ、本市の災害対応力強化と市民の命・健康を守る体制づくりについて以下のとおり伺う。

1 民間流通業者との災害時協定の実効性確保と拡充について

(1) 行政備蓄の限界と「流通在庫」の活用について

- ①熊本地震直後の物資枯渇の教訓を踏まえ、本市が抱える行政備蓄量や自力での配送体制には物理的・財政的な限界があると考えるが、市長の認識を伺う。
- ②既存の災害時応援協定を再評価し、市内店舗の「流通在庫」を市へ優先提供、または買い上げる仕組みの構築状況は現在どのようになっているか。未構築であれば、直ちに進めるべきであると考えるが見解を伺う。

(2) 民間店舗の「避難拠点化」と衛生環境の確保について

- ①熊本では大型スーパーが爆発した。災害後安全を確認できた場合、堅牢な店舗建物を活用し、帰宅困難者の受け入れを含む一時避難所として協定を結ぶことについて、市の見解を伺う。
- ②店舗の広い駐車場を「車中泊指定避難場所」として事前に取り決めておく考えがあるか伺う。
- ③断水時にスーパー等の大型受水槽や井戸水を活用した「トイレ開放」を協定に位置付け、衛生環境の悪化を防ぐべきであると考えるが見解を伺う。

2 猛暑災害における避難所の環境改善と電源・空調確保について

(1) 指定避難所の空調整備と熱中症対策について

- ①現在の本市の指定避難所に空調設備が整備されている施設の割合は正確に何%か。また、小中学校・高校の体育館・柔道場などの施設で空調設備が整備されている割合は何%か伺う。
- ②大規模停電時においても空調設備を稼働させることができるバックアップ体制(非常用電源等)の現状と課題を、市としてどう認識しているか伺う。

(2) 市独自のバックアップ体制と予算・計画について

- ① 国や県の支援を待つ間の「初動数日間」を乗り切るため、市独自でスポットクーラー等を備蓄する方針はどのようになっているか伺う。
- ② 大型ポータブル電源等の確保に向けた「目標台数」の設定と、達成に向けた具体的な年次計画、および予算化のタイムラインを明確に示すべきであると考えているが、市長の決意を伺う。

3 「福祉避難所」の実効性向上と専門職派遣体制の構築について

(1) 福祉避難所の稼働と民間介護施設との連携強化について

- ① 発災直後における市の福祉避難所の人員確保や開設は現実的に可能なのか、災害関連死を防ぐための具体的な初期対応シミュレーションはできているか伺う。
- ② 平時から要配慮者のケアを担う民間のデイサービス等に対し、有事の機能維持を目的とした非常用電源導入や物資備蓄へ、市から直接的な財政支援を行うべきであると考えているが見解を伺う。

(2) 「車中泊避難」への公的支援と健康対策について

- ① 車中泊を自己責任とせず、安全な指定駐車場を事前確保する「車中泊避難の公的支援の対象化」とする考えがあるか伺う。
- ② 避難所や車中泊拠点における血栓予防のための弾性ストッキング等の備蓄状況と今後の計画を伺う。
- ③ 災害時は当然、浜田医療センターが主軸となり、トリアージタッグを行い、要救助者への対応を行うであろう。また、市内各医院が対応に当たると考える。そこから漏れてしまう軽傷の市民の方々への対応を柔道整復師や鍼灸師等のヘルスケア専門職と連携し、発災初期から公的に巡回・ケアを行う体制を早期に構築すべきであると考えているが、計画はどのようになっているか伺う。

4 災害時の「子どもたちの居場所」と心身のケアについて

(1) 「子ども専用スペース」と学習・遊び場の確保について

- ① 避難所運営において、子どもたちが安全に過ごせる「キッズスペース」や「授乳・おむつ替えスペース」をレイアウトに確実に位置付けるルールの徹底状況について伺う。
- ② 学校の体育館や校庭、地域の公園が避難拠点として長期間占有される事態を想定し、子どもたちの代替的な「遊び場」や「学習環境」を市としてどう確保していく計画か伺う。

(2) 地域人材と連携した「子どもの見守り」と「心のケア」について

- ① 保護者が生活再建や片付けで疲弊する中、保育士、教職員、地域のボランティア等を巻き込んだ「日中の子どもの見守りサポート体制」を平時から構築しておくべきであると考えているが見解を伺う。
- ② 恐怖や環境変化による子どもたちのトラウマを予防・軽減するため、スクールカウンセラー等による発災直後からの中長期的なメンタルケアについて、市の取り組み方針を伺う。

5 「独居高齢者」への避難支援と孤立防止体制の強化について

(1) 「個別避難計画」の策定と発災時の実効性確保について

- ①独居高齢者を含む避難行動要支援者の「個別避難計画」の現在の策定状況と、計画を実効性あるものにするための地域関係者との情報共有、およびプライバシー配慮とのバランスをどう整理しているか伺う。
- ②発災直後における独居高齢者の迅速な安否確認体制について、地域住民だけに過度な負担を負わせないための、公助（行政・警察・消防等）との連携スキームの整備状況を伺う。

(2) 「在宅避難」の独居高齢者への支援と孤立防止について

- ①避難所への移動が困難な、あるいは自宅待機を選択した「在宅避難」の独居高齢者を把握し、食料や衛生用品等の支援物資を確実に届けるアウトリーチ体制をどのように構築していく方針か伺う。
- ②避難生活において独居高齢者が閉じこもりやフレイル（虚弱）を進行させないため、専門職や地域ボランティアによる継続的な見守り・健康チェック体制をどう拡充していくのか、市の見解を伺う。

一 般 質 問 発 言 通 告 書

議席番号 11 番 氏名 足 立 豪

答弁を求める者
(○をつける)

☒ 市長 教育長 監査委員 選挙管理委員会委員長
農業委員会会長 固定資産評価審査委員会委員長 公平委員会委員長

発言項目及び要旨

これまでの一般質問では、著しい人口減少が進む中、行政施策を従来どおり続けるのではなく、その根拠、成果、財源、持続可能性を検証する必要性を問い続けてきた。今回もその問題意識に立ち、市民生活に身近な制度と地域経済について伺う。

物価高騰と激しい人口減少、超高齢化が進む中、制度を続けるのであれば根拠を、負担を求めるのであれば基準を示すことが行政の責任である。指定ごみ袋制度についても、記名や分別の負担、袋の簡素化、近隣自治体との共通化、受益者負担の根拠など、制度そのものを改めて検証すべき課題がある。

一方、道路接続による人流や消費行動の変化については、これまでも地域経済への影響を問題提起してきた。三隅・益田道路の開通により交通利便性が高まる反面、市外への消費流出も懸念される。さらに令和 9 年 4 月から食料品の消費税率が 1 %に引き下げられる方針が固まったことで、市内飲食店や農林漁業者等への影響が重なる可能性もある。影響が懸念されるのであれば、事後ではなく事前に検証し、必要な対策を講じるべきである。そこで今回は、指定ごみ袋制度の見直しと、交通環境及び税制変更が脆弱な浜田市経済に与える影響について伺う。

1 指定ごみ袋制度の見直しについて

令和 8 年度 6 月一般会計補正予算では、指定ごみ袋作成経費の増額補正が示された。また、浜田市は平成 26 年度施政方針で、当時の 5 種類 13 サイズの指定ごみ袋について、高齢者から煩雑との声があるとして簡素化を表明したが、平成 27 年度に見送っている。高齢化がさらに進んだ現在、価格上昇への対応だけでなく、記名、分別、市民負担、行政コストの観点から、制度を継続する根拠と負担の妥当性を改めて検証すべきと考え、次のとおり伺う。

(1) 指定ごみ袋への氏名記入について

①指定ごみ袋への氏名記入によって、不適正排出が改善した件数を何件把握しているのか伺う。

②高齢化が進み、記名そのものが困難な市民への配慮も必要となる中、指定ごみ袋への氏名記入を廃止する考えはあるのか伺う。

(2) 指定ごみ袋の簡素化と江津市との共通化について

①平成 26 年度に簡素化を表明し、翌年度に見送った指定ごみ袋について、高齢化が進んだ現在、改めて簡素化する考えはあるのか伺う。

②指定ごみ袋を共通化すれば市民負担の軽減が見込める中、規格統一や共同発注について、江津市との具体的な協議を開始する考えはあるのか伺う。

(3) 受益者負担の考え方について

①燃やせるごみ大は 10 枚 440 円であり、ごみ処理経費に対する指定ごみ袋の売上等の割合は約 14.5%である。この負担水準を、何を根拠に妥当と判断しているのか伺う。

②浜田市が行政サービスに受益者負担を求める際の、全庁的な判断基準は何か伺う。

2 食料品の消費税率引下げと浜田市の地域経済について

三隅・益田道路の開通による交通利便性の向上は、交流拡大の機会となる一方、市外への消費流出を招く可能性もある。さらに、令和 8 年 8 月 5 日の閣議決定により、食料品の消費税率は令和 9 年 4 月から 2 年間、8%から 1%に引き下げられる方針が固まり、外食は 10%のまま据え置かれる見通しとなった。市民の家計負担軽減が期待される反面、市内飲食店や小規模農林漁業者への影響も懸念される。国の税制そのものではなく、実施まで半年を切ったこの変化に浜田市がどう備え、地域経済を守るために何をするのかという観点から、次のとおり伺う。

(1) 三隅・益田道路開通後の市外への消費流出について

①三隅・益田道路開通後の浜田市から益田市への消費流出を、どのような指標で検証しているのか伺う。

(2) 市内飲食店への影響について

①令和9年4月から実施される食料品消費税1%・外食10%据え置きにより生じる9ポイントの税率差が、市内飲食店の経営に与える影響を、市はどのように認識・分析し政策に反映させようとしているのか伺う。

②市として、市内飲食店の経営悪化を判断する具体的な指標は何か伺う。

③食料品減税に伴い、本則課税と簡易課税の有利不利が逆転する事業者が生じ得るが、こうした制度変更に伴う市内飲食店の事務負担増について、市は相談・支援体制を検討する考えはあるのか伺う。

(3) 農林漁業者への影響について

①令和9年4月の実施に伴い、10%・8%・1%の3区分への対応やインボイス登録など、税率変更に伴う事務負担の増加が、高齢の小規模農林漁業者の離農・離漁を加速させるリスクを、市はどの程度認識しているのか伺う。

②税率変更後、生産者の手取り所得が減少していないか、市として検証又は調査する考えはあるのか伺う。

(4) 地域内経済循環への影響について

①市外への消費流出と税制変更が重なった場合、市内に残る消費、雇用、所得への影響を、どのような指標で検証しているのか伺う。

(5) 浜田市独自の地域経済対策について

①国・県の対策では市内事業者への影響を補えない場合、令和9年4月の実施までに浜田市独自の財源を投入してでも地域経済対策を講じる考えはあるのか、また検討結果をいつまでに示すのか伺う。

一般質問発言通告書

議席番号 18 番

氏名 芦谷 英夫

答弁を求める者

(○をつける)

市長 教育長 監査委員 選挙管理委員会委員長

農業委員会会長 固定資産評価審査委員会委員長 公平委員会委員長

発言項目及び要旨

1、浜田市政の施策の柱について

- ①所信表明、施政方針で考え方を示し、令和8年度予算でも新しい政策を打ち出すなど新しい市政が始まっているが、市長と語る会に臨み地域の要望や市民の声などから、浜田市の課題、やらなければならない政策などが浮かび上がっていると思うが、それはどのようなものか伺う。
- ②浜田市の拠点性を復活する、人が集い賑わいをつくる、このような人口対策にもつながる、浜田市が担うべき役割と具体的な政策、進めるべきと決意している施策はどのようなものがあるのか伺う。

2、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の受入体制について

- ①国スポ・全スポ推進室、その準備委員会も設置されたが、全国競技団体、県実行委員会などとの連携のもと、競技施設の整備、競技団体の育成などは計画的に進められているが、どのような状況にあるのか考えを伺う。
- ②国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の選手団、観客などの受入れ、歓迎など浜田市としての受入体制をつくるに当たって、どのような方針を持ち、具体的にどのようなことを考えているのか伺う。
- ③国民スポーツ大会を契機として、小中高生、社会人や市民のスポーツ振興について力を入れ、大会の開催を後世に残る資産とする必要があるが、具体的にどのように考えているのか伺う。

3、住宅団地合併処理施設、地域し尿処理施設の管理について

- ①浜田市土地開発公社、島根県住宅供給公社などが整備した合併処理施設、住宅団地地域し尿処理施設は、公共下水道に比べ維持管理費用、使用料金は具体的にどのような水準にあるのか伺う。
- ②これらの住宅団地について、土地所有者、設置者には施設の更新や改善、大規模修繕などの責任があり、費用の個人負担のあり方も含め、設置者において協議し調整することになるのではないか、考えを伺う。

4、これからの石見神楽の振興について

- ①石見神楽を文化として育て守り、市民の愛着と誇りをつくることが必要であり、このたびの基本構想では石見神楽の保存伝承、神楽関連産業・ものづくり技術の保存継承、市としての情報発信、行政における調査研究などの考え方が示されているが、これらを受け止め、具体的にどのように進める考えか伺う。
- ②石見神楽をどう見せるかが重要で、石見神楽を多くの人に観てもらい、石見神楽を創り出したまちの発展のため、情報の発信、石見神楽団体の体制強化、団体への支援などが必要となるが、具体的にどのように進める考えか伺う。
- ③大型トラックをいわばキャラバンカーに仕立て、石見神楽で縁のある自治体、交流のある自治体、市人会などでの県外公演を積極的に行い、県外から神楽ファンを呼び込むなど、石見神楽を発信する体制をつくる考えはないか伺う。

5、石州浜っ子夏まつり花火大会について

- ①市民から、石州浜っ子夏まつり花火大会で、駐車料が高い、ドローンが飛び花火の打ち上げが遅れ、それらの案内がなかった、などの声が寄せられているが、来場者数も含め、花火大会をどのように総括しているのか、考えを伺う。
- ②市民にも観光客にも喜んでいただくように、出された問題点や課題などに対しどう解決をし、来年度に向けどのように進めていく考えか伺う。

6、地域、市民から寄せられた要望について

- ①既存の太陽光発電のあるところから、大量の水が流れ出し住民が困っているという事例があるが、制定されたガイドラインに則って、事業者と地元との調整をする必要があるのではないかと、考えを伺う。
- ②公営住宅団地内の広場、空き地などの草刈り、市道に挟まれた急峻な法面での草刈りがされていない、団地内の法面や隣接する擁壁などに草が垂れ下がっている、などへ対処することの要望が寄せられているが、管理者の市として対処すべきではないか、考えを伺う。
- ③住宅団地の道路から市道に接続しており、見通しが悪く、市道通行上、交通事故の発生などのおそれがあるが、市道上にカーブミラーの設置など交通安全対策ができないか、考えを伺う。
- ④ふるさとを離れ、実家などの空き地があり、市のために役立ててほしいとの声があるが、市としてこれに応え空き地を引き受けることはできないか、考えを伺う。

令和8年8月18日
16時37分 受付

一般質問発言通告書

議席番号 6 番 氏名 戸津川 美二

答弁を求める者
(○をつける)

市長 教育長 監査委員 選挙管理委員会委員長
農業委員会会長 固定資産評価審査委員会委員長 公平委員会委員長

発言項目及び要旨

1 公共施設の建替えについて

(1) 市役所庁舎（本庁舎）の建替えについて

浜田市第2期公共施設再配置計画においては、市役所本庁舎と東・西分庁舎は、複合化、北分庁舎と第二東分庁舎は、廃止の方向が示されている。本庁舎においては、耐震化されているものの、新築されて50年近く経過しており、いずれ建替えを検討する必要がある。また、耐震化されていない分庁舎もあり、かなり老朽化も進んでいることから、今後、本庁舎の防災拠点としての機能などを考慮すると、将来を見据え、建替えを検討していく必要があることから、以下のとおり質問する。

- ① 本庁舎と周辺分庁舎の建替えの考え方について伺う。
- ② 建て替える場合の財源の考え方について伺う。
- ③ シビックコア構想の現状について伺う。

(2) 支所庁舎の建替えについて

本年4月に金城支所の機能が、隣接するみどりかいかに移転され、市民をはじめ、職員にとっても、良い環境になったとの声を聞いている。金城支所以外の支所においては、建築から既に60年を経過している支所庁舎があり、将来の支所機能を含め、建替えを検討する必要があると思うが、ご所見を伺う。

- ① 老朽化している弥栄支所・三隅支所庁舎の建替えの計画について伺う。
- ② 旭支所の庁舎の将来計画について伺う。

(3) 消防署の建替えについて

消防本部庁舎におかれては、広域化される以前の建物であり、現在の防災拠点施設としての機能を考慮すると、早期に新築移転を検討する必要があると考える。消防本部の機能としても、手狭であると感じており、以下のとおり質問する。

- ① 消防本部庁舎・浜田消防署の建替えの計画について伺う。
- ② 西部消防署の建替えの計画について伺う。
- ③ 各出張所の建替えの考え方について伺う。
- ④ 分団ポンプ車庫の建替えの考え方について伺う。

2 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会について

今年4月には、国スポ・全スポ推進室も設置され、4年後の2030年開催に向けて準備を進められている。全市を上げて、しっかりとした体制で行うことが重要であると思っている。しかし、現状をみると、全庁的には欠員職場があり、中堅職員や管理職相当職の人員が早期退職などにより、実態として職員の不足が生じている。

また、支援団体におかれても、人口減少に伴う、少子高齢化の影響があると感じている。3年後の開催に向け、あらゆる対策を講じ、万全の体制で全国の選手団をお迎えできるよう以下のとおり質問する。

(1) 施設の改修状況について

- ① 施設改修の現状について伺う。
- ② 改修事業費について伺う。

(2) 大会運営体制について

- ① 市の大会事務局体制について伺う。
- ② 民間団体の協力体制について伺う。
- ③ 市民のボランティア体制について伺う。

令和8年8月20日

9時5分 受付

一般質問発言通告書

議席番号 16 番

氏名 笹田 卓

答弁を求める者

☒ 市長 教育長 監査委員 選挙管理委員会委員長

(○をつける)

☐ 農業委員会会長 ☐ 固定資産評価審査委員会委員長 ☐ 公平委員会委員長

1 水道事業について

水道料金の改定により、市民や事業者の負担が増える一方、人口減少などにより、今後も厳しい経営が見込まれている。料金改定だけでなく、将来にわたって安定した水道事業を維持するための改革が必要である。

そこで、以下について伺う。

- ① 今回の水道料金改定による住民や事業者の負担について、市はどのように考えているのか伺う。
- ② 上下水道事業審議会から示された「抜本的な体制の見直し」について、市はどのような改革を進めていくのか伺う。
- ③ 今回の料金改定後、5年後に再び料金改定が必要となる可能性について、市はどのように考えているのか伺う。
- ④ 料金改定後も、管路や施設の更新、人口減少など水道事業には多くの課題が残ると考えるが、今後どのような課題があり、それぞれをどのように解決していくのか伺う。

2 浜田漁港を核とした水産業振興について

浜田漁港では、水産業を取り巻く環境が変化する中、冷蔵・冷凍施設の整備など新たな動きも進んでいる。こうした取組を浜田漁港全体の機能強化と水産業の振興につなげるため、関係機関や事業者がそれぞれの役割を明確にし、連携して取り組むことが重要である。

そこで、以下について伺う。

- ① 浜田漁港の機能強化に向け、島根県、浜田市、JFしまね、仲買・水産加工業者、三陽などの民間事業者が、それぞれどのような役割を担い、どのように連携していくのか、市の考えを伺う。

② 浜田漁港の機能強化や水産業の振興に向け、市として今後どのような取組を具体的に進めていくのか伺う。

3 太陽光発電事業の適正な設置について

浜田ゴルフリンクスでは、現在もゴルフ場として営業が続く一方、太陽光発電施設への転用計画があり、地域住民やゴルフ愛好家から懸念や反対の声が示されている。

市は太陽光発電事業等に関するガイドラインを策定し、今後、条例制定に向けた検討も進めている。

今回の計画を含め、地域の安全・安心や地域住民の意見をどのように反映させるのか、市の考えを明確にする必要がある。

そこで、以下について伺う。

(1) 浜田ゴルフリンクスの太陽光発電計画について

① 浜田ゴルフリンクスの太陽光発電計画について、市は現在どのように把握し、地域住民やゴルフ愛好家から示されている懸念や反対の声をどのように受け止めているのか伺う。

(2) 太陽光発電事業のガイドラインについて

① 現在のガイドラインによって、太陽光発電事業者に対して、市はどこまで関与し、どのような対応を求めることができるのか伺う。

(3) 太陽光発電事業に関する条例について

① 条例制定によって、現在のガイドラインから何が変わるのか伺う。

② 条例制定によって、地域住民やゴルフ愛好家の懸念や要望を、どのように事業計画へ反映できるようにするのか伺う。

4 道の駅「ゆうひパーク浜田」の今後について

6月定例会議で15年間の無償貸付が決定した一方、10月末までに必要とされるテナント確保など、今後の運営について確認する必要がある。また、これまで施設の管理運営を担ってきたゆうひパーク浜田株式会社の無償貸付終了後の状況についても確認する必要がある。

そこで、以下について伺う。

(1) 現在のテナント入居状況について

- ① 令和 8 年 10 月 31 日までに必要とされている 1 階テナント全て及び 2 階テナント 1 か所について、9 月現在の入居及び入居見込みの状況を伺う。

(2) ゆうひパーク浜田株式会社の今後について

- ① 現在の管理運営を担っているゆうひパーク浜田株式会社について、無償貸付終了後の方向性を市はどのように認識しているのか伺う。
- ② 無償貸付終了後も、ゆうひパーク浜田株式会社が事業を継続できるよう、市として関係者の協議や調整に関わる考えがあるのか伺う。